組織再編成に係る行為計算否認規定 の適用について

斉 木 秀 憲

 税務大学校

 研究部教授

要 約

1 研究の目的(問題の所在)

近年、国際化、情報化の進展等により、企業活動が多様化、複雑化するな ど企業の経営環境が急速に変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力 が十分に発揮できるよう組織再編法制の整備が行われた。このような状況を 踏まえ、組織再編税制についても、統一的、かつ、体系的に整備すべく見直 しが行われたが、組織再編法制の大幅な緩和により、組織再編成の形態や方 法が多様なものとなっているため、組織再編成を利用した複雑、かつ、巧妙 な租税回避行為が増加するおそれがある。そのため、適正な課税を行うこと ができるように包括的な租税回避防止規定として組織再編に係る行為計算否 認規定(法法 132 の 2。以下「本規定」という。)が設けられている。

ところで、本規定には、同族会社等の行為又は計算の否認規定(法法 132。 以下「同族会社等の行為計算否認規定」という。)と同様に「税の負担を不当 に減少させる」という不確定概念が用いられているとして、租税法律主義に おける法的安定性等の観点から、その都度個別的な否認規定を追加して対処 すべきであり、本規定を適用することは極めて慎重であるべきとの見解もあ る。

しかしながら、組織再編成を利用した租税回避行為の形態や方法が相当多 様なものとなると考えられること及び本規定の適用を検討すべき事案も散見 され始めている現状を踏まえると、事後的な対応だけでは、課税の公平を確 保することが困難となる。

したがって、課税当局は、税負担の公平を図るために、「税の負担を不当に 減少させる結果となると認められるものがあるとき」には、的確な事実認定 を行い、本規定を積極的かつ適正に適用していく必要がある。

そこで、本規定について、納税者の理解が得られるだけではなく、訴訟段 階においても裁判所の理解が得られるよう、本規定の解釈及び適用に関して 整理し、検討しておくことが緊要であると考える。

- 研究の概要(本規定と類似する同族会社等の行為計算否認規定との比較検 討)
- (1)課税要件

本規定の課税要件は、次のとおりと考えることができる。

- ① 合併等に係る合併等関係法人に該当すること。
- ② 合併等に係る合併等関係法人の行為又は計算であること。
- ③ この行為又は計算を容認した場合には、一定の事由により法人税の負担を減少させる結果となること。
- ④ 法人税の負担の減少が不当と評価されるものであること。

①は、適用対象となる法人、②は適用対象となる「行為又は計算」という具体的事実の存在を要件とする事実的要件であり、「これを容認した場合には、一定の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」の中に、一定の事由により法人税の負担の減少という具体的事実の存在を要件とする事実的要件とその減少が不当という評価の存否を要件とする評価的要件の二つの要件を含んでいるため、③及び④に区分した。

- (2) 事実的要件
 - イ 適用対象となる法人及び「行為又は計算」
 - (イ)同族会社等の行為計算否認規定の適用対象となる法人は、文理上、 同族会社等に該当する特定の法人であり、当該法人を主体とする「行 為又は計算」が適用対象になるものと考えられる。
 - (n)本規定の適用対象となる法人は、本規定一号ないし三号に列挙された合併等に関係する個別の法人(以下「合併等関係法人」という。)であり、複数存在することになると考えられ、これらの法人を主体とする「行為又は計算」が適用対象になるものと考えられる。
 - ロ 適用対象となる「行為又は計算」の範囲
 - (イ) 同族会社等の行為計算否認規定の適用対象となる「行為又は計算」 の範囲は、文理上、同族会社等に係る「法人税の課税標準若しくは欠

損金額又は法人税の額」の「計算」に関係するすべての同族会社等の 「行為又は計算」を対象としているものと考えられる。

(n)本規定では、文理上、法人税の負担を不当に減少させる基因となる 事由が組織再編税制による所得や税額の減少に限定されていない上、 立案担当者の解説においては、本規定の対象として、「株式の譲渡損を 計上したり、株式の評価を下げるために、分割等を行う」ことなど組織 再編税制以外の課税関係を含めた適用例を掲げている。

したがって、本規定では、組織再編税制を含む一連の取引の「行為 又は計算」を対象としているものと考えられる。

- ハ 否認される主体と否認される「行為又は計算」の主体
 - (イ)同族会社等の行為計算否認規定が適用され否認される主体と否認の 対象なる行為又は計算主体は、いずれも一義的には単一と考えられる ことから、結果として一致することになる。
 - (n) ①否認される主体と否認される「行為又は計算」の主体とが同一の もののみが複数存在する読み方と②合併等関係法人の組合せにより両 主体が同一のものと相異するものとが存在する読み方が考えられる。

この点については、それぞれの合併等関係法人の「行為又は計算」 は、その法人だけではなく、その他の合併等関係法人の課税上の取扱 いに連動する場合があるため、両者が異なる場合が読めないとすると 一連の課税関係に齟齬が生ずる。また、立案担当者の解説によれば、 本規定の適用例として「株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下 げるために、分割等を行う。」ことを掲げており、この場合の否認され る主体は株主となるが、分割行為は、分割法人若しくは分割承継法人 の行為又は計算であって、株主のものではない。

したがって、合併等関係法人の組合せにより両主体が同一のものと 相異するものとが存在すると解するのが相当と考えられる。

- ニ 法人税の負担を不当に減少させる基因となる一定の事由
 - (イ) 同族会社等の行為計算否認規定では、文理上、法人税の負担を不当

4

に減少させる基因となる事由は要件とされていない。

(n)本規定では、文理上、「その他の事由」によりとされていることから、 その前方に列挙されている所得や税額の減少事由は例示であり、これ らをまとめた一層広い事由を要件としているものと考えることができ る。また、組織再編法制の大幅な緩和により、組織再編成の形態や方 法が多様なものとなっているため、法人税の負担を不当に減少させる 結果となる事由は、すべて想定し得ないものと考えられる。

したがって、例示列挙された所得や税額の減少事由は、想定し得る組 織再編税制の主な項目を示したものであり、この他に、法人税の負担を 不当に減少させる結果となる、想定し得ない事由によるものなど、組織 再編税制を含む一連の取引の「行為又は計算」に係るものが含まれるも のと考えられる。

(3)評価的要件

いずれの規定も文理及び趣旨目的に照らすと、その行為又は計算による 「法人税の負担の減少」により税負担の公平を維持できないことになるこ とが、一義的には、「不当」と考える。

イ 同族会社等の行為計算否認規定における不当の評価

法人税の負担の減少が「不当」と評価されるものということは、違法 ではないため、課税要件を充足していることになる。「租税法の定める課 税要件は、各種の私的経済活動ないし経済現象を定型化したもの」であ るから、立法に当たって想定された通常用いられる私法上の法形式は、 課税要件に既に考慮されたものと考えられる。そして、通常用いられる 私法上の法形式とは、「元来、取引において通常の経済人であれば当然に 選択するであろう法形式、つまり経済的合理性のある取引形態」である と考えられる。

したがって、法人税の負担の減少が「不当」と評価される行為又は計算は、立法に当たって想定された経済的合理性のある取引形態ではなく、 これを容認した場合に、法人税の負担の減少が租税負担公平の見地から 当該規定の趣旨目的に照らして「不当」と評価される、課税要件に考慮 されないものということができる。

そして、この規定の趣旨は、同族会社が少数の株主ないし社員によって 支配されているため、当該会社またはその関係者の税負担を不当に減少 させるような行為や計算が行われやすいことにかんがみ、税負担の公平 を維持することと解される。

そうすると、個人事業者との比較において、法人が所有と経営の分離 したもの、すなわち、純経済人としての行為を前提として法人税法の課 税要件が定められているとすれば、税負担の減少が不当と評価され、否 認されるのは、純経済人から乖離した少数の株主等の支配による行為又 は計算ということになる。

金子宏教授によれば、同族会社等の行為計算否認規定により否認され る行為又は計算とは、「純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計 算」であり、ある行為又は計算が経済的合理性を欠いている場合(以下 「経済的合理性基準」という。)に否認できるものと解されている。そし

て、経済的合理性基準とは、「それが異常ないし変則的で租税回避以外に 正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のことであ り、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間での通常行われる取引 とは異なっている取引の中には、それにあたると解すべき場合が少なく ないであろう」とされている。

この経済的合理性基準も、純経済人から乖離した少数の株主等の支配 に因る行為又は計算であることを前提としたものと考えられる。

ロ本規定における経済的合理性基準の適用について

本規定の対象となる行為又は計算は、同族会社等に限定されず、基本 的には、純経済人そのものもその適用の対象として含むことを前提とし ている。

したがって、本規定では、同族会社等の行為計算否認規定の経済的合 理性基準の適用をすることができないものと考えられる。なお、純経済 人を前提とすれば、「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在し ないと認められる場合」は、むしろ稀であり、通常は少なくともその行 為又は計算には事業目的がないとはいえないこととなる。

ハ 本規定における「不当」の評価

組織再編税制の基本的な考え方によれば、本規定の趣旨は、組織再編 成の形態や方法が、複雑かつ多様であり、①資産の売買取引を組織再編 成による資産の移転とするなど、租税回避の手段として濫用されるおそ れがあるためとされている。

(イ) 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離

組織再編税制の基本的な考え方によれば、組織再編成の取引の実態 に合った課税を行うこととし、その中心となる組織再編成により移転 する資産の譲渡損益の取扱いは、移転資産の時価取引として損益を計 上することを原則とする。ただし、組織再編成により資産を移転する 前後で経済実態に実質的に変更がないと考えられる場合には、課税関 係を継続させるのが適当と考え、移転資産に対する支配が再編成後も 継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計 上が繰り延べられる。

すなわち、上記①は、組織再編税制の基本的な考え方が租税回避に 手段として濫用され、この考え方から乖離した行為又は計算により法 人税の負担が減少した場合には、不当と評価されることを示している ものと考えられる。

(n) 組織再編成の濫用

立案担当者の解説によれば、「組織再編成を利用した租税回避行為の 例」として、次のようなものが考えられるとされている。

② 繰越欠損金や含み損のある会社を買収し、その繰越欠損金や含み 損を利用するために組織再編成を行う。

- ③ 複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなどにより、課税 を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う。
- ④ 相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で、組織再 編成を行う。
- ⑤ 株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割等 を行う。

そして、「組織再編成を利用した租税回避行為は、上記のようなも のに止まらず、・・・これに適正な課税を行うことができるよう」本規 定が設けられたとされている。

すなわち、②ないし⑤の例は、組織再編成法制が大幅に緩和され、 税制もかなり柔軟なものとなっているため、組織再編成そのものを組 織再編税制に係る課税だけでなく、その他の課税の租税回避の手段と して濫用した行為又は計算により法人税の負担が減少した場合には、 不当と評価されることを示しているものと考えられる。

(ハ) 個別防止規定の潜脱

組織再編税制においては、本規定の他に、繰越欠損金や含み損を利 用した租税回避に対する個別的な防止規定が設けられている(法法 57 ③、62の7)。

従来、合併の際、繰越青色欠損金の引継ぎは認められていなかった ところ、適格要件を満たしていれば、原則として引継ぎが可能となって いる(法法 57②)。このため、繰越青色欠損金や欠損金になる前段階 の含み損を利用した租税回避の可能性が高まるおそれがあることか ら、租税回避防止のために一定の要件を課すこととされた。

すなわち、これらの一定の要件を潜脱した行為又は計算により法人 税の負担が減少した場合には、この規定の趣旨に照らしても不当と評 価されるものと考えられる。 3 結論

本規定の適用について、次の三つに類型化することができると考える。

(1) 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離

(例)

- 金銭等の株式以外の資産不交付要件の潜脱(対価の面からの売買との区分)
- ② 主要資産等引継要件、従業者引継要件、事業継続要件の潜脱(移転 した物の面からの売買との区分)
- ③ 事業関連性要件、事業規模要件又は役員引継要件の潜脱(共同事業の面からの事業内容及び買収との区分)
- ④ 完全支配関係、支配関係の潜脱
- (2) 組織再編成の濫用

(例)

- 資産及び株式の価値の移転の利用
- ② 移転資産の未実現損益の移転の利用
- ③ 資産等の移動による会社の価値の変動の利用
- (3) 個別防止規定の潜脱

(例)

- 共同事業要件の潜脱
- ② みなし共同事業要件の潜脱
- ③ 支配関係継続要件の潜脱

はじめに
1 研究の目的(問題の所在)
 研究への態度
第1章 本規定の解釈について
第1節 課税要件15
1 同族会社等の行為計算否認規定
2 本規定
第2節 事実的要件
1 「合併等に係る合併等関係法人に該当すること」及び
「合併等に係る合併等関係法人の行為又は計算であること」17
2 この行為又は計算を容認した場合には、一定の事由に
より法人税の負担を不当に減少させる結果となること22
3 小括
第3節 評価的要件
1 法人税の負担の減少が不当と評価されるものであること26
2 個別防止規定の潜脱
3 法人税法の趣旨からの適用要件
第4節 まとめ
1 本規定における経済的合理性基準の適用40
2 本規定における「不当」の評価40
第2章 適用類型
第1節 組織再編税制の基本的考え方からの乖離43
1 組織再編税制の基本的考え方43
2 組織再編税制の構造45
3 各組織再編成の概要
4 組織再編税制の基本的考え方からの乖離

第	2 貸	i 組織再編成の濫用	$\cdot 59$
	1	租税法上以外の組織再編成の濫用からの示唆	$\cdot 59$
	2	組織再編成の濫用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·63
第	3節	i 個別否認規定の潜脱	·66
	1	従前の欠損金の引継ぎの取扱い	·66
	2	繰越欠損金の損金算入制度の趣旨	·67
	3	具体的な事例の検討	·68
	4	改正の経緯	$\cdot 71$
	5	現行の欠損金の取扱いの改正	$\cdot 73$
	6	適格合併に伴う合併法人への欠損金の引継制限について	$\cdot 73$
	7	個別防止規定の潜脱について	·77
第	4 節	i 小括	·81
	1	組織再編税制の基本的な考え方からの乖離	·81
	2	組織再編成の濫用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdot 82$
	3	個別否認規定の潜脱	·83
結び	に代	えて	·84

はじめに

1 研究の目的(問題の所在)

近年、国際化、情報化の進展等により、企業活動が多様化、複雑化するな ど企業の経営環境が急速に変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力 が十分に発揮できるよう組織再編法制の整備が行われた。このような状況を 踏まえ、組織再編税制についても、統一的、かつ、体系的に整備すべく見直 しが行われたが、組織再編法制の大幅な緩和により、組織再編成の形態や方 法が多様なものとなっているため、組織再編成を利用した複雑、かつ、巧妙 な租税回避行為が増加するおそれがある。そのため、適正な課税を行うこと ができるように包括的な租税回避防止規定として組織再編に係る行為計算否 認規定(法法 132 の 2。以下「本規定」という。)が設けられている⁽¹⁾。

ところで、本規定には、同族会社等の行為又は計算の否認規定(法法 132。 以下「同族会社等の行為計算否認規定」という。)と同様に「税の負担を不当 に減少させる」という不確定概念が用いられているとして、租税法律主義に おける法的安定性等の観点から、その都度個別的な否認規定を追加して対処 すべきであり、本規定を適用することは極めて慎重であるべきとの見解もあ る⁽²⁾。

しかしながら、組織再編成を利用した租税回避行為の形態や方法が相当多 様なものとなると考えられること及び本規定の適用を検討すべき事案も散見 され始めている現状を踏まえると、事後的な対応だけでは、課税の公平を確 保することが困難となる。したがって、課税当局は、税負担の公平を図るた めに、「税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあると き」には、的確な事実認定を行い、本規定を積極的かつ適正に適用していく 必要がある。

そこで、本規定について、納税者の理解が得られるだけではなく、訴訟段

藤本哲也ほか「平成13年度改正税法のすべて」243頁(大蔵財務協会、2001)。

⁽²⁾ 渡辺徹也『企業組織再編成と課税』264頁(弘文堂、2006)。

階においても裁判所の理解が得られるよう、本規定の解釈及び適用に関して 整理し、検討しておくことが緊要であると考える。

2 研究への態度

本規定は、①「不当」という不確定概念が用いられていること及び②「税 務署長の認めるところにより」適用されることから、納税者にとっては、本 規定の適用が公権力の恣意や濫用をまねくおそれがあるとの危惧を想起させ るものと考えられる。

そこで、本規定の解釈の研究に当たっては、①極力、文理解釈によること とし、みだりに拡張解釈や類推解釈を行わないこと、②文理解釈によって規 定の内容が明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的に照らしてそ の内容を明らかにすること、③租税法の基本原則である租税法律主義及び 租税公平主義の両方を常に意識することを肝に銘じて考察することとした い⁽³⁾。

なお、本報告の文中意見に当たる部分は、筆者個人の見解であり、所属組 織の見解ではないことを申し添える。

第1章 本規定の解釈について

本規定の形式は、同族会社等の行為計算否認規定と類似するものとなっている。

それでは、規定が類似する場合は、双方の規定における「不当」など条文の 内容は同様に解すべきであろうか。

同族会社等の行為計算否認規定は、否認の対象を同族会社等の行為又は計算 に限定した法人税全般に係る包括的な否認規定となっていることからすると、 同族会社等の特質性ゆえに生ずる「不当」と考えることができる。一方、本規 定は、同族会社等に限定されず、組織再編成に係る行為又は計算を対象とした 包括的な否認規定となっていることからみると、組織再編の特質性ゆえに生ず る「不当」と考えこともできる。そうすると、いずれも包括的な否認規定であ るがゆえに、形式は類似するものの、結果として同様の場合があるとしても、 双方の規定における「不当」は必ずしも同様に解する必要はないこととなる。

また、本規定は、法人税法 132 条中ではないものの、同条に枝番を付した条 文となっている。これは、本規定の条文の解釈に影響するのであろうか。双方 が規定されている法人税法の第三篇第四章(更正及び決定)は、「更正に関する 特例」を始めとする規定であり、本規定を追加するに当たって、例えば、条文 追加による引用の改正などの煩雑さを避けるためなど法作成上の技術的な問題 に過ぎないとも考えられる。

そこで、本規定及び同族会社等の行為計算否認規定の各課税要件⁽⁴⁾について の比較検討を行うことにより、本規定の解釈について考察する。

⁽⁴⁾ 今村隆『課税訴訟における要件事実論』26頁(日本租税研究協会、2011)。 「課税訴訟における立証責任で問題としている『課税要件』は、・・・更正処分を考 えた場合、租税債権の発生、障害、消滅、阻止の各要件のことである。」。

第1節 課税要件

1 同族会社等の行為計算否認規定

「税務署長は、<u>次に掲げる法人</u>に係る法人税につき更正又は決定をする場 合において、<u>その法人の行為又は計算</u>で、<u>これを容認した場合には法人税の</u> <u>負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき</u>は、その行 為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る 法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができ る。

- 一 内国法人である同族会社
- 二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人(以下省略)」(下線 は、筆者挿入)とされている(法法 132①)。

当該規定の課税要件は、次のとおりと考えることができる(5)。

- ② 同族会社等の行為又は計算であること
- ③ これを容認した場合には法人税の負担を減少させる結果となること
- ④ 法人税の負担の減少が不当と評価されること

①は、適用対象となる法人、②は適用対象となる行為又は計算という 具体的事実の存在を要件とする事実的要件であり、「これを容認した場 合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものが あるとき」の中に、法人税の負担の減少という具体的事実の存在を要件 とする事実的要件とその減少が不当という評価の存否を要件とする評価 的要件⁽⁶⁾の二つの要件を含んでいるため、③及び④に区分した。

⁽⁵⁾ 今村隆・前掲注(4)65頁参照。 「所得税法157条1項の要件は、・・・①同族会社であること ②上記同族会社の行為又は計算であること ③これを認容した場合にはその株主等の所得税の負担を減少させる結果となること ④上記所得税の減少は不当と評価されるものであること」。

⁽⁶⁾ 伊藤滋夫編著『要件事実小辞典』 208 頁(青林書院、2011)。

2 本規定

「税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは現物分配又は株式交換若し くは株式移転(以下この条において「合併等」という。)に係る次に掲げる 法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は 計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲 渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額 の増加、第一号又は第二号に掲げる法人の株式の譲渡に係る利益の額の減少 又は損失の額の増加、みなし配当金額の減少その他の事由により法人税の負 担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為 又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法 人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

- 一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
- 二 合併等により交付された株式を発行した法人(前号に掲げる法人を除 く。)
- 三 前二号に掲げる法人の株主等である法人(前二号に掲げる法人を除く。)」 (下線は筆者挿入)とされている(法法132の2)。なお、一号ないし三 号に掲げる法人を以下「合併等関係法人」ということとする。

本規定の課税要件は、上記1「同族会社等の行為計算否認規定」を参考に すると、次のとおりと考えることができる。

- 合併等に係る合併等関係法人に該当すること
- ② 合併等に係る合併等関係法人の行為又は計算であること
- ③ この行為又は計算を容認した場合には、一定の事由により法人税の負担 を減少させる結果となること
- ④ 法人税の負担の減少が不当と評価されるものであること
 これらの課税要件を事実的要件(①~③)と評価的要件(④)とに区分して、同族会社等の行為計算否認規定と比較しながら、各要件の内容を検討する。

1 「合併等に係る合併等関係法人に該当すること」及び「合併等に係る合併 等関係法人の行為又は計算であること」

両要件の関係並びに否認される主体及び行為又は計算に主体の関係が本規 定の解釈上重要な論点となる可能性もあることから、両要件を併せて検討す る。

- (1) 適用対象となる法人及び「行為又は計算」
 - イ 同族会社等の行為計算否認規定では、「次に掲げる法人に係る法人税 につき更正又は決定をする場合において」と規定され、「次に掲げる法人」 が適用対象の法人となる。この「次に掲げる法人」とは、同条1項一号 及び二号に列挙された同族会社等に該当する特定の法人であり、一義的 には、単一の法人を指しているものと考えられる。また、「その法人の行 為又は計算」と規定されていることから、「その」は、文理上、先行する 「次に掲げる法人」を示すと考えられる。

したがって、適用対象となる法人は、同族会社等に該当する特定の法 人であり、当該法人を主体とする行為又は計算が適用対象になるものと 考えられる。

ロ本規定では、「合併等に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は 決定をする場合において」と規定され、「合併等に係る次に掲げる法人」 が適用対象の法人となる。この「合併等に係る次に掲げる法人」とは、 本規定一号ないし三号に列挙された合併等に関係する個別の法人(以下 「合併等関係法人」という。)であり、複数存在することになると考えら れる⁽⁷⁾。また、「その法人の行為又は計算」と規定されていることから、

⁽⁷⁾ 本規定は、平成13年度創設時、平成18年度改正時においては、「これらの法人の 行為又は計算」と規定されていた。当時は、合併等関係法人が本文中に列挙されて いたため、列挙された法人を示す「これら」になっていたものと考えられる。また、 「これら」から「その」への改正により課税上の取扱いが変更となった旨の解説等 は管見するに見当たらない。よって、平成18年度改正による株式交換及び株式移転

「その」は、文理上、先行する「合併等に係る次に掲げる法人」を示す と考えられる。

したがって、適用対象となる法人は、合併等関係法人であるから複数 存在することとなり、これらの法人を主体とする行為又は計算が適用対 象になるものと考えられる。

- (2) 適用対象となる「行為又は計算」の範囲
 - イ 同族会社等の行為計算否認規定では、適用対象となる「行為又は計算」 の範囲を限定する文言が、明文上見当たらない。

したがって、あえて範囲を表現するとすれば、文理上、同族会社等に 係る「法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額」の「計算」 に関係するすべての同族会社等の「行為又は計算」を対象としているも のと考えられる。

ロ本規定でも、「行為又は計算」を組織再編税制に限定する直接的な文言 は見当たらない。

ただし、「合併等に係る次に掲げる法人」と規定されている上、①下記 2のとおり、法人税の負担を不当に減少させる基因となる事由が組織再編 税制による所得や税額の減少に限定されておらず、かつ、②本規定の立案 担当者の解説においては、本規定の対象として、「相手先法人の税額控除 枠や各種実績率を利用する目的で、組織再編を行う」こと及び「株式の譲

並びに平成19年度改正による三角合併の本規定への対象追加に伴い、合併等関係法 人を各号で列挙する方式へ条文の構成が変更されたものと考えられる。

⁽平成 13 年創設時)

第百三十二条の二(組織再編成に係る行為又は計算の否認)「税務署長は、<u>移転法</u> 人、取得法人又は移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の法人税につき更 正又は決定をする場合において、<u>これらの法人</u>の行為又は計算で、これを容認した 場合には、当該資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法 人税の額から控除する金額の増加、移転法人又は取得法人の株式(省略)の譲渡に 係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額(省略)の減少その他の 事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあると きは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人 に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができ る。」(下線筆者挿入)。

渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割等を行う」ことなど 組織再編成以外の課税関係を含めた適用例を掲げてもいる⁽⁸⁾。さらに、所 得税法上の組織再編成に係る行為計算否認規定(所法 157④)についての 立案担当者の同規定の解説においても「この否認規定の対象となる行為又 は計算は、組織再編成に関するものに限られないので、組織再編成に直接 関係のないと思われる行為又は計算であっても否認される場合がある」と されている⁽⁹⁾。

したがって、本規定では、組織再編税制を含む一連の取引の「行為又 は計算」を対象としているものと考えられる。

- (3) 否認される主体と否認される行為又は計算の主体
 - イ 同族会社等に係る行為計算否認規定では、「その法人に係る法人税の 課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。」と され、「その法人」とは、文理上、上記(2)イの適用対象となる同族会 社等のうち、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少」する 法人が否認される主体と考えられる。また、「その行為又は計算にかかわ らず」とされ、「その行為又は計算」とは、文理上、上記(2)イの適用 対象となる同族会社等の行為又は計算のうち、「これを容認した場合には 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」が否認 される行為又は計算と考えられる。

なお、上述した「その法人」と「その行為又は計算」の「その」は、 文理上、同一のものを示していないが、否認される主体も否認される行 為又は計算の主体も単一と考えられることから、結果として一致するこ ととなる。

さらに、否認される主体と否認される行為又は計算の主体が異なる所 得税法 157 条及び相続税法 64 条⁽¹⁰⁾も類似する規定となっており、これ

⁽⁸⁾ 藤本哲也ほか・前掲注(1)243 頁。

⁽⁹⁾ 藤本哲也ほか・前掲注(1)34 頁。

⁽¹⁰⁾ 所法 157① (同族会社等の行為又は計算の否認等)「税務署長は、次に掲げる法人

らとの整合性からみても、上記の文理解釈が相当と考えられる(参考資料1参照)。

ロ本規定では、「その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又 は法人税の額を計算することができる。」とされ、「その法人」とは、文 理上、上記(1)ロの適用対象となる合併等関係法人のうち、「これを容 認した場合には、・・・法人税の負担を不当に減少」する法人が否認され る主体と考えられる。また、「その行為又は計算にかかわらず」とされ、 「その行為又は計算」とは、文理上、上記(1)ロの適用対象となる合 併等関係法人の行為又は計算のうち、「これを容認した場合には法人税の 負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」が否認される行 為又は計算と考えられる。

なお、上述した「その法人」と「その行為又は計算」の「その」は文 理上、同一のものを示していないことから、必ずしも、否認される主体 と否認される行為又計算の主体とは一致しないこととなる。

さらに、否認される主体と否認される行為又は計算の主体が異なる所 得税法157条④及び相続税法64条④⁽¹¹⁾も類似する規定となっており、

相法 64①(同族会社等の行為又は計算の否認等)「同族会社等の行為又は計算で、 これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの 者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させ る結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税につ いての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところに より、課税価格を計算することができる。」。

(11) 所法 157④「税務署長は、合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転 を受けた法人の行為又は計算で、これを容認した場合には当該合併等をした法人若 しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主等である居住者又 はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少さ せる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正 又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、 その居住者の各年分の・・・金額を計算することができる。」。

の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政 令で定める特殊の関係のある居住者(省略)の所得税の負担を不当に減少させる結 果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定 に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居 住者の各年分の・・・金額を計算することができる。(各号省略)」。

これらとの整合性からみても、上記の文理解釈が相当と考えられる(参考資料2参照)。

本規定では、否認される主体と否認される行為又は計算の主体がそれ ぞれ複数存在することとなるが、①否認される主体と否認される行為又 は計算の主体とが同一のもののみが複数存在する読み方と②合併等関係 法人の組合せにより両主体が同一のものと相異するものとが存在する読 み方が考えられる。

この点については、それぞれの合併等関係法人の行為又は計算は、そ の法人だけではなく、その他の合併等関係法人の課税上の取扱いに連動 する場合があるため⁽¹²⁾、両者が異なる場合が読めないとすると一連の 課税関係に齟齬が生ずる。また、立案担当者の解説によれば、本規定の 適用例として「株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、 分割等を行う。」こと⁽¹³⁾を掲げており、この場合の否認される主体は株 主となるが、分割行為は、分割法人若しくは分割承継法人の行為又は計 算であって、株主のものではない。

したがって、合併等関係法人の組合せにより両主体が同一のものと相 異するものとが存在すると解するのが相当と考えられる。

- (12) (1)例えば、適格合併により、被合併法人は移転資産等の譲渡損益の計上が繰り 延べられることとなるが、被合併法人の株主の旧株式の譲渡損益もみなし配 当も発生しないこととなる。仮に、被合併法人の株主法人の旧株式の譲渡損 益もみなし配当も発生しないことが、法人税の負担を不当に減少させること となるとした場合、合併法人及び被合併法人の合併等に係る行為又は計算が 否認の対象となることが想定される。
 - (2)株式交換は、会社法上、完全子会社の行為であるが、同会社の株主にも課税関係が生ずる(会社法2三十一、法法62の2①、⑨)。
- (13) 藤本哲也ほか・前掲注(1)243 頁。

相法 64①「合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた 法人の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該合併等をした法人 若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主若しくは社 員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負 担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、 相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわ らず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。」。

2 この行為又は計算を容認した場合には、一定の事由により法人税の負担を 不当に減少させる結果となること

同族会社等の行為計算否認規定では、文理上、法人税の負担を不当に減少 させる基因となる事由は要件とされていない。

本規定では、文理上、「その他の事由」によりとされていることから、その 前方に列挙されている所得や税額の減少事由は例示⁽¹⁴⁾であり、これらをまと めた一層広い事由を要件としているものと考えることができる⁽¹⁵⁾。

また、「はじめに」の1で述べたとおり、組織再編法制の大幅な緩和により、 組織再編成の形態や方法が多様なものとなっているため、法人税の負担を不 当に減少させる結果となる事由は、すべて想定し得ないものと考えられる。

したがって、例示列挙された所得や税額の減少事由は、想定し得る組織再 編税制の主な項目を示したものであり、法人税の負担を不当に減少させる基 因となる事由には、この他に、法人税の負担を不当に減少させる結果となる、 想定し得ない事由によるものや上記イから、組織再編税制を含む一連の取引 の「行為又は計算」に係るものが含まれるものと考えられる。

3 小括

(1)同族会社等の行為計算否認規定の適用対象となる法人は、同族会社等に 該当する特定の法人であり、当該法人を主体とする行為又は計算が適用対 象になるものと考えられる。

また、適用対象となる行為又は計算の範囲は、文理上、同族会社等に係 る「法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額」の「計算」に関 係するすべての同族会社等の「行為又は計算」を対象としているものと考 えられる。

⁽¹⁴⁾ 組織再編税制として、株式移転及び株式交換の評価益の減少又は評価損の増加(法法 62 の 8①③)、負債調整勘定の減額による益金計上額の減少又は資産調整勘定の減額による損金計上額の増加(法法 62 の 8④⑤⑦⑧)、平成 18 年度改正)などが考えられる。

⁽¹⁵⁾ 株式の評価の減少などが考えられる。

そして、当該規定が適用され否認される主体と否認の対象となる行為又 は計算主体は、いずれも一義的には単一と考えられることから、結果とし て一致することになる。

加えて、当該規定では、文理上、法人税の負担を不当に減少させる基因となる事由は要件とされていない。

(2)本規定の適用対象となる法人は、合併等関係法人であるから複数存在す ることとなり、これらの法人を主体とする行為又は計算が適用対象となる。

また、適用対象となる行為又は計算の範囲は、組織再編税制を含む一連 の取引を対象としているものと考えられる。

そして、本規定が適用され否認される主体と否認の対象なる行為又は計 算の主体は、合併等関係法人の組合せにより両主体が一致する場合と相異 する場合があると考えられる。

加えて、例示列挙された所得や税額の減少事由は、想定し得る組織再編 税制の主な項目を示したものであり、法人税の負担を不当に減少させる基 因となる事由には、この他に、法人税の負担を不当に減少させる結果とな る、組織再編成の形態や方法が多様なものとなっているため想定し得ない 事由によるものや組織再編税制を含む一連の取引の「行為又は計算」に係 るものが含まれるものと考えられる。

(法法 132①)	税務署長は、
適用対象法人	<u>次に掲げる法人</u> に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、
適用対象行為又は計算	<u>その法人</u> の行為又は計算で、
否認される行為又は計算Ⅰ	▶これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となる
	と認められるものがあるときは、
	その行為又は計算にかかわらず、
否認される法人	→(法人税の負担を不当に減少させる結果となる法人) (注1)
	一 その 法人に係る法人税の課税標準・・・法人税の額を計算することが
	できる。
	一~二内国法人である同族会社等(注2)
(所法 157①)	税務署長は、
適用対象行為又は計算	次に掲げる法人の行為又は計算で、
否認される行為又は計算→	▶これを容認した場合にはその株主等である居住者又は・・・特殊の関係
	のある居住者(省略)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると
適用対象個人	
	その行為又は計算にかかわらず、
否認される居住者	▶(所得税の負担を不当に減少させる結果となる居住者) (注1)
	- その居住者の所得税の課税標準等の金額を計算することができる。(注
	2)
	一~二内国法人である同族会社等(注2)
(相法 64①)	
適用対象行為又は計算	同族会社等の行為又は計算で、
否認される行為又は計算→	▶これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親
	族・・・特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少さ
	せる結果となると認められるものがあるときは、
適用対象者	 税務署長は、
	 相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、
	その行為又は計算にかかわらず、
	その認めるところにより、
否認される株主等	▶(相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となる株主等)(注
	1)
	└課税価格を計算することができる。
注1 筆者導入、注2	

【参考資料1】 各税目の同族会社等の行為計算否認規定

(法法132の2)	税務署長は、
適用対象法人	<u>合併等に係る次に掲げる法人</u> の法人税につき更正又は決定をする場合
	において、
適用対象行為又は計算	<u>その法人</u> の行為又は計算で、
否認される行為又は計算→	►これを容認した場合には、一定の事由により法人税の負担を不当に減少
	させる結果となると認められるものがあるときは、(注2)
	その行為又は計算にかかわらず、
	税務署長の認めるところにより、
否認される法人	➡(法人税の負担を不当に減少させる結果となる法人) (注1)
	その法人に係る法人税の課税標準・・・法人税の額を計算することが
	できる。
	一~三 合併等関係法人(注2)
(所法 157④)	税務署長は、
適用対象行為又は計算	合併等をした法人等の行為又は計算で、(注2)
否認される行為又は計算一	▶これを容認した場合には当該合併等をした法人等の株主等である居住
1	者又は・・・特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させ
	る結果となると認められるものがあるときは、(注2)
適用対象個人	その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、
	その行為又は計算にかかわらず、
	税務署長の認めるところにより、
否認される居住者	→(所得税の負担を不当に減少させる結果となる居住者)(注1)
	一その居住者の所得税の課税標準等の金額を計算することができる。(注
	2)
	一~三 合併等関係法人(注2)
(相法 64④)	
適用対象行為又は計算	合併等をした法人等の行為又は計算で、(注1)
否認される行為又は計算	►これを容認した場合においては当該合併等をした法人等の株主若しく
1	は社員・・・特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減
	少させる結果となると認められるものがあるときは、(注2)
適用対象者	税務署長は、
	│相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、
	その 行為又は計算にかかわらず、
	その認めるところにより、
否認される株主等	→(相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となる株主等)(注
	1)
	、課税価格を計算することができる。
注1 筆者導入、注2	2 規定内容を要約。

【参考資料2】 各税目の組織再編に係る行為計算否認規定

第3節 評価的要件

1 法人税の負担の減少が不当と評価されるものであること

両規定とも、文理及び規定の趣旨に照らすと、不当と評価されるものは、 「法人税の負担の減少」であって、行為又は計算とはなっていない。

(1) 不当と評価されるもの

ところが、同族会社等の行為計算否認規定に係る裁判例においては、主 に同族会社等の行為又は計算が、経済的合理性を欠いていることを不当と している。この規定の趣旨は、「同族会社が少数の株主ないし社員によって 支配されているため、当該会社またはその関係者の税負担を不当に減少さ せるような行為や計算が行われやすいことにかんがみ、税負担の公平を維 持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、それを正常な行 為や計算に引き直して更正又は決定を行う権限を税務署長に認められるも の」⁽¹⁶⁾(下線筆者挿入)であり、租税回避の否認規定と解されている⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。

本規定についての裁判例は、現状においては、管見するに見当たらない。 この規定の趣旨は、税制調査会で示された「会社分割・合併等の企業組織 再編成に係る税制の基本的な考え方」(以下「組織再編税制の基本的な考え 方」という。)によれば、「組織再編成の形態や方法は、複雑かつ多様であ り、資産の売買取引を組織再編成による資産の移転とするなど、租税回避 の手段として濫用されるおそれがあるため、組織再編成に係る包括的な租 税回避防止規定を設ける必要がある。」とされている。そして、立案担当者 の解説によれば、「・・・これらの組織再編成を利用した租税回避行為は、・・・ その行為の形態や方法が相当に多様なものとなると考えられることから、 これに適正な課税を行うことができるように包括的な組織再編成に係る租

⁽¹⁶⁾ 金子宏・前掲注(3)430頁(弘文堂、2011)。

⁽¹⁷⁾ 金子宏・前掲注(3)122頁(弘文堂、2011)。

⁽¹⁸⁾ 清永敬次『租税回避の研究』388頁(ミネルヴァ書房、1995)。

税回避防止規定が設けられ・・・」(19)(下線筆者挿入)たとされている。

以上を踏まえると、いずれの規定も租税回避の否認又は防止規定である ことから、その行為又は計算による「法人税の負担の減少」により税負担 の公平を維持できないことになることが、一義的には、「不当」ということ となる⁽²⁰⁾⁽²¹⁾⁽²²⁾。

(2)法人税の負担の減少が不当と評価される行為又は計算

それでは、法人税の負担の減少が不当と評価される行為又は計算とは如 何なるものとなるか。

同族会社等の行為計算否認規定では、上述した同規定の趣旨から、同族 会社等が少数の株主等によって支配されているため生ずるものということ

- (20) 清永敬次『税法(第七版)』44頁(ミネルヴァ書房、2007)。 「このような<u>租税回避が行われた場合、</u>基本的には同一の経済的効果が生ずるに かかわらず、通常の法形式が選択されたときは課税され、これに対し異常な法形式 が選択されたときは課税されず又は負担が減少するというのでは、経済的ないし法 的に同一の事情にあれば同じように課税されるべきであるとする<u>公平負担ないし租</u> 税平等の観念に反する結果となる。このため、租税回避が税務上問題とされてきて いるのである。」(下線筆者挿入。)。
- (21) 武田昌輔『精説 法人税法-54 年版-』 499 頁(財経詳報社、1979)。
- 「①同族会社の行為、計算の否認規定が設けられた趣旨は、専ら同族会社の社員 構成の特殊性によるものである。すなわち、法人は、構成員たる社員とは別個の人 格者としてこれと対立し、個々の株主等に意思とは別個に、共同の利益のために行 動するものである。・・・同族会社にあっては、このような法人と構成員との間又は 構成員相互の間の対立関係がないか又はきわめて希薄であるから、通常の会社では 予想されないような行為が法人によってなされることがある。②したがって、<u>同族</u> 会社にあっては、それが法人の所得を減少させるような行為又は計算を行った場合 には、・・・課税の一般的公平を保持する上においてその行為又は計算を否認しなけ ればならないことがありうるのである。」(下線筆者挿入。)。
- (22) 中川一郎「コンメンタール法人税法」A7080~7090頁(三晃社、1970)。 「本条の立法趣旨については、次に掲げる立案当局ないし税務当局の説明、並び に判例の判示は、それぞれ表現を異にする点もあるが、次の点では一致していると 考えてよい。すなわち、同族会社においては、その社員構成の特殊性のために、非 同族会社においては容易になし得ないような租税回避が行われ易い。これを認容し ておけば、租税負担の公平を期すことができないから、非同族会社との租税負担の 公平を図るため、その行為・計算を、非同族会社の通常の取引関係において行われ るような行為・計算に引き直して課税の調整を行うというのである。」(下線筆者挿 入。)。

⁽¹⁹⁾ 藤本哲也ほか・前掲注(1)243 頁。

になる。

本規定では、組織再編成の形態や方法は複雑かつ多様であり、資産の売 買取引を組織再編成による資産の移転とするなど、租税回避の手段として 濫用されることにより生ずるものということになる。

ところで、「不当」と評価されるものということは違法ではないため、課 税要件を充足していることになる。「租税法の定める課税要件は、各種の私 的経済活動ないし経済現象を定型化したもの」⁽²³⁾であるから、立法に当 たって想定された通常用いられる私法上の法形式は、課税要件に既に考慮 されたものと考えられる⁽²⁴⁾。そして、通常用いられる私法上の法形式とは、 「元来、取引において通常の経済人であれば当然に選択するであろう法形 式、つまり経済的合理性のある取引形態」⁽²⁵⁾であると考えられる。

したがって、法人税の負担を「不当」に減少させる結果となると認めら れる行為又は計算は、立法に当たって想定された経済的合理性のある取引 形態ではなく、これを容認した場合に、法人税の負担の減少が租税負担公 平の見地から当該規定の趣旨目的に照らして「不当」と評価される、課税 要件に考慮されないものということができる⁽²⁶⁾。

(23) 金子宏・前掲注(3) 119 頁。

(26) 清永敬次・前掲注(18)388頁。

(24) 谷口勢津夫「「租税回避」の意義と限界」金子宏編者『租税法の発展』21頁(有斐 閣、2010)。

「『通常用いられる法形式(通常の法形式)』と『通常用いられない法形式(異常 な法形式)』という区別は、課税要件の立法において、課税適状と判断された経済状 態・経済的成果に相応する法形式として、『想定されている(想定内)』か、または 『想定されていない(想定外)』か、の違いによるものであろう。」。

(25) 村井正『租税法と取引法』212頁(比較法研究センター、2003)。

「租税法は、元来、取引において通常の経済人であれば当然選択するであろう法 形式、つまり経済的合理性のある取引形態を予め想定した上で構成されている。つ まり租税法は、納税者が取引通念にしたがって行為計算をするものと予測した上で 課税要件を構成している。しがたって、租税法にとりこまれた課税要件は、取引通 念に適合した私的活動を定型化したものである。」(下線筆者挿入)。

「同族会社の行為計算の否認規定は、租税回避を否認するための規定と考えていいと思われる。そこでいう租税回避というのは、課税要件の充足を免れることによる租税負担の租税負担の不当な軽減又は排除をいう。<u>不当なというのは、当該税法</u>の目的に照らして認容することができないということであり、換言すると、立法者

28

(3) 同族会社等の行為計算否認規定により否認される行為又は計算

同族会社等の行為計算否認規定により否認される行為又は計算は、経済 的合理性を欠くものと解されている⁽²⁷⁾。

イ 経済的合理性を欠く行為又は計算

それでは、当該規定における経済的合理性を欠く行為又は計算とは何か。

判例には、二つの考え方があり、「一つは、<u>非同族会社では通常なしえ</u> <u>ない</u>・・・同族会社なるがゆえに容易になしうる行為・計算・・・他の 一つは、<u>純経済人の行為として不合理・不自然な</u>行為・計算・・・であ る。・・・非同族会社の中には、同族会社にきわめて近いものから所有と 経営が分離した巨大会社に至るまで、種々の段階のものがあり、何が同 族会社であるゆえに容易になしうる行為・計算にあたるかを判断するこ とは困難であるから、抽象的の基準としては、第二の考え方」(下線筆者 挿入)をとるべきである⁽²⁸⁾とされている。

法人を個人事業者と対比してみると、所有と経営が一体であるものが 個人事業者であり、法人は、所有と経営が分離したもの、すなわち、純 経済人の行為ということができる。よって、法人税法は、その納税義務 者とする法人が純経済人の行為を行うことを前提として課税要件を定め ているものと考えることができる。

しかしながら、実際、同族会社等の場合は、少数の株主等によって支

- (27) 金子宏·前掲注(3) 430 頁。
- (28) 金子宏・前掲注(3) 430 頁。

<u>の意図あるいは税法の建前からして本件課税要件に該当すべきものと考えられる一</u> 定の事実の発生が認められるにもかかわらず、そのような課税が実現されない場合 <u>のことをいうのである。</u>多くの場合、税法上通常のものと考えられている取引形式 (したがって、課税要件においてすでに考慮されている)によらず、その場合と基 本的には同じような経済効果ないし法律効果を生ずる他の(課税要件を充足させな い)取引形式が選択されることによって、租税回避が生ずる。したがって、租税回 避は、立法者の意図あるいは税法の建前からして本来課税要件に該当すべきものと 考えられる。したがって、例えば所得課税法の場合の課税所得を構成すべきものと 考えられる。」(下線筆者挿入)。

配されているため、法人であるにもかかわらず、所有と経営が一体であ ることを前提とする行為又は計算がされやすいこととなる。ただし、非 同族会社のみがすべて、所有と経営が分離していることを前提とする行 為又は計算をするとは限らない⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾。

したがって、上述した「第二の考え方」により、少数の株主等の支配 によって生じた所有と経営の分離を前提とする純経済人から乖離した行 為又は計算が経済的合理性を欠くものということができると考える。

ロ 経済的合理性基準について

そして、金子宏教授によれば、行為又は計算が経済的合理性を欠いて いる場合(以下「経済的合理性基準」という。)とは、「それが異常ない し変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認 められる場合のことであり、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者 間での通常行われる取引とは異なっている取引の中には、それにあたる と解すべき場合が少なくないであろう」⁽³¹⁾とされている。

その行為又は計算を直接観察して、異常ないし変則的で純経済人であ れば存するはずの正当な理由ないし事業目的が存在しないとすれば、同 行為又は計算には、経済的合理性がないものと考えられる。また、純経 済人が通常行う独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間での通常行 われる取引と比較観察して、その行為又は計算がこれと異なる場合は、 少数の株主等の支配に因るものであり、経済的合理性がないものが少な いものと考えられる。

したがって、経済的合理性基準は、純経済人から乖離した少数の株主 等の支配に因る行為又は計算であることを前提としたものであると考え

⁽²⁹⁾ 村井正・前掲注(25) 204 頁。

⁽³⁰⁾ この法令と実際とのギャップとして、旧法基通(昭25年直法1-10)「355」には、 同族会社等の行為計算の否認の類型が例示されていたが、そのうち、例えば、(六) の過大役員給与は、法法34(役員給与の損金不算入)の規定で個別に対応したが、 同規定が、同族会社等に限らず、非同族会社を含めて対象としていることからも窺 える。

⁽³¹⁾ 金子宏·前掲注(3) 431 頁。

られる。

- (4)本規定により否認される行為又は計算
 - イ 同族会社等の行為計算否認規定における経済的合理性基準の適用について

本規定の対象となる行為又は計算は、同族会社等に限定されていない ことから、基本的には、純経済人そのものもその適用の対象として含む ことを前提としている。

したがって、同族会社等の行為計算否認規定の否認の対象とするとこ ろの少数の株主等の支配によって生じた所有と経営の分離を前提とする 純経済人から乖離としての経済的合理性を欠く行為又は計算とは異なる ものをその否認の対象としているものと考えられる。

(イ)また、純経済人を前提とすれば、「租税回避以外にまったく正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合」は、むしろ稀であり、通常は少なくともその行為又は計算には事業目的がないとはいえないこととなる。この経済的合理性基準は、株主等の支配によって生じた行為又は計算であれば、純経済人の行為又は計算に当然に存するはずの正当な理由ないし事業目的が存しないことから、その存否に着目したものと考える。そうすると、株主等の支配によって生じた行為又は計算ではなく、純経済人の行為又は計算を前提とした本規定の適用については、この正当な理由ないし事業目的の存否のみを経済的合理性基準とすることはできないものと考える。

ただし、正当な理由ないし事業目的の存否が、本規定の適用上、同 族会社等の行為計算否認規定と同様な基準とならないという意味で あって、正当な理由ないし事業目的そのものが、本規定の適用上重要 でないという意味ではない。

第2章第2節で取り上げる会社法における組織再編の濫用の問題と なっている典型的な濫用的会社分割のスキームが、組織再編を行う法 人にとっては、事業再建の目的で行われたものであり、企業再建に通 常用いられる法形式で、それが、法形式上異常ないし変則的でもなく ても、債権者を害する「債権者の一般財産を減少させ得る法律行為」 として詐害行為取消権の対象となるとされたように、法人税の負担の 公平を維持できない税負担の減少もあり得るものと考えられる。

したがって、正当な理由ないし事業目的があるからといって必ずし も、不当に当たらないとは限らないと考えられる。

(n)「独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間での通常行われる取引と異なっている場合」についても、本規定が、株主等の支配によって生じた行為又は計算ではなく、純経済人をも含む行為又は計算を前提としていることから、本規定の適用に当たって、同族会社等の行為計算否認規定と同様の基準とはならないものと考えられる。

だだし、両規定の適用の優先順位の議論を別にすれば、同族会社等 について、本規定を適用する場合の一定の基準になることを否定する ものではない。むしろ、同族会社等の組織再編成に係る行為又は計算 は、同族会社等の行為計算否認規定の否認の対象とするところの経済 的合理性を欠く行為又は計算よりも広い範囲で否認の対象となるもの と考えられる。例えば、同族会社等が株式の譲渡損を計上したり、株 式の評価を下げるために、分割等を行った場合、行為又は計算の主体 は、分割を行った分割法人又は分割承継法人であるが、不当に税が減 少することによる課税主体は、分割法人等の株主であり、行為と課税 の主体が一致しないことから、基本的には、同族会社等の行為計算否 認規定の適用は困難となるが、本規定を適用することができるものと 考えられる。

ロ 本規定の趣旨及び例示からの検討

それでは、組織再編成に係る行為又は計算における「不当」の評価と は、どのように考えるべきか。

本規定の趣旨及び立案担当者の解説において示された例示等から検討する。

本規定の否認の対象となる行為又は計算は、文理上、組織再編税制等 における所得等の減少により、法人税の負担を不当に減少させる結果と なるものということができる。そして、組織再編税制の基本的な考え方 によれば、本規定の趣旨は、組織再編成の形態や方法が、複雑かつ多様 であり、資産の売買取引を組織再編成による資産の移転とするなど、租 税回避の手段として濫用されるおそれがあるため、とされている。そう すると、資産の売買取引を組織再編成による資産の移転とするなど、組 織再編税制等が租税回避の手段として濫用されることにより所得等が減 少する場合のその行為又は計算が、不当と評価され否認の対象となるも のと考えられる。

(イ) 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離

組織再編税制の基本的な考え方によれば、組織再編成の取引の実態 に合った課税を行うこととし、その中心となる組織再編成により移転 する資産の譲渡損益の取扱いは、移転資産の時価取引として損益を計 上することを原則とする。ただし、組織再編成により資産を移転する 前後で経済実態に実質的に変更がないと考えられる場合には、課税関 係を継続させるのが適当と考え、移転資産に対する支配が再編成後も 継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計 上が繰り延べられている。

すなわち、組織再編税制の主な趣旨は、組織再編成取引の実態に即 した課税を行うものである。そして、組織再編成による資産の移転は、 資産の時価譲渡であるが、その実態として移転資産に対する支配が継 続しているのであれば、それを示す一定の要件のもと、いわゆる適格 組織再編成としてその課税を繰り延べるものである。そうすると、組 織再編成の適格要件は、組織再編成の実態として、資産の譲渡(売買) と区分するための「移転資産に対する支配の継続」を示す指標である と考えることができる。

ところが、この適格組織再編成に該当することによって課税の繰延

べや欠損金の引継ぎなどを可能として租税回避を図るために、この指 標となる適格要件を満たす実態を構築して、これを適格組織再編成と して取り扱うとすれば、組織再編税制の趣旨に合致しない税負担と なってしまう。いわば、適格要件が資産の譲渡(売買)と区分するた めの「移転資産に対する支配の継続」を示す指標としての機能を失う ことになる。上記①の例は、まさに、実態が資産の売買にもかかわら ず、移転資産に対する支配の継続を示す一定の要件を形式的に満たす ことなどによって、課税の繰延べを行うことを示すものと考えられる。

したがって、適格要件が資産の譲渡(売買)と区分するための「移 転資産に対する支配の継続」を示す指標として機能し得るかどうかが、 本規定の適用に当たってのメルクマールの一つになるものと考えられ る。すなわち、敷衍すれば、組織再編税制の基本的な考え方が租税回 避の手段として濫用され、この考え方から乖離した行為又は計算によ り法人税の負担が減少した場合には、不当と評価されることを示して いるものと考えられる。

(n) 組織再編成の濫用

立案担当者の解説によれば、「近年の企業組織再編法制の大幅な緩和 に伴って組織再編成の形態や方法が相当に多様なものとなっており、 組織再編成を利用する複雑、かつ、巧妙な租税回避行為が増加するお それ」があるとされている。そして、組織再編成を利用した租税回避 行為の例として、次のようなものが考えられるとされている⁽³²⁾。

- ② 「繰越欠損金や含み損のある会社を買収し、その繰越欠損金や含み損を利用するために組織再編成を行う。」
- ③ 「複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなどにより、課税を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う。」

- ④「相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で、組織再 編成を行う。」
- ⑤ 「株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割 等を行う。」

そして、本規定は、これらの例に限らず、組織再編成が租税回避の 手段として濫用されることを防止するものとされている。

さらに平成 13 年度改正前において「今回の改正案は、かなり柔軟 なものとなっていますので、バランスをとる意味でも租税回避の規定 は、充実させる必要がある。」⁽³³⁾と発言されている。

上記②については、例えば、グループ法人間で、連年欠損が生じて いる部門を分割や合併によってキャッチボールすることで、当該部門 の繰越欠損金や欠損金の融通利用や利益の圧縮が可能となってしま う。この場合、本来繰り越されなかったはずの欠損金も利用できる可 能性もある。また、含み損のある資産の現物出資や分割によって、当 該資産やその含み損が化体した有価証券等をグループ内で転がすこと によって含み損や譲渡損を創出することも可能となる。

これらを合わせると、組織再編成法制が大幅に緩和され、税制もか なり柔軟なものとなっているため、そもそも組織再編成そのものが組 織再編税制に係る課税だけでなく、その他の租税回避の手段として濫 用されやすいものとなっているものと考えられる⁽³⁴⁾。

したがって、組織再編成それ自体の事業目的以外に租税回避の手段 として利用する目的が存すると認められる場合が一つのメルクマール になるものと考えられる。すなわち、敷衍すれば、②ないし⑤の例は、 組織再編成法制が大幅に緩和され、税制もかなり柔軟なものとなって

⁽³³⁾ 朝長英樹・『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』33頁(日本租税研究協会、2001)。

⁽³⁴⁾ このため、上記(1)のロにおいて行為又は計算の主体と課税の主体が異なる場合が 含まれ、(2)の「その他の事由」には、組織再編税制を含む一連の行為又は計算が含 まれると解さなければ、本規定の存在意義が失われるものと考えられる。

いるため、組織再編成そのものを組織再編税制に係る課税だけでなく、 その他の課税の租税回避の手段として濫用した行為又は計算により法 人税の負担が減少した場合には、不当と評価されることを示している ものと考えられる。

(ハ)また、上記③の例のように複数の組織再編成が段階的に組合せがされている場合は、本規定における経済的合理性がない特定の組織再編成を除外するなどして本規定の適用を判断する必要があるものと考えられる。

さらに、上記(1) ロ及び(2) で述べたように、本規定では、組 織再編税制を含む一連の取引の「行為又は計算」を対象としているも のと考えられ、上記⑤がこれに当たるものと考えられる。そうすると、 組織再編成だけでなく、これを含む一連の取引全体として、租税回避 の手段として利用されているかどうかの観点から本規定の適用を判断 する必要があるものと考えられる⁽³⁵⁾。

2 個別防止規定の潜脱

組織再編税制においては、本規定の他に、繰越欠損金や含み損を利用した 租税回避に対する個別的な防止規定が設けられている(法法 57③、62の7)。

従来、合併の際、繰越青色欠損金の引継ぎは認められていなかったところ、 適格要件を満たしていれば、原則として引継ぎが可能となっている(法法 57 ②)。このため、繰越青色欠損金や欠損金になる前段階の含み損を利用した租 税回避の可能性が高まるおそれがあることから、租税回避防止のために一定 の要件を課すこととされた⁽³⁶⁾。

(36) 阿部泰久、緑川正博共著『企業組織再編税制の要点解説』33 頁参照。

⁽³⁵⁾ 岡村忠生「グレゴリー判決再考-事業目的と段階取引ー」税務大学校論業『四十周年記念論文集』129頁(税務大学校、2008)。 「・・・段階取引の法理は、・・・第1は、一連の取引の中に、税負担軽減を目的として挿入されたひとつ又は複数の経済的に意味のない取引段階は、課税上無視されるというものである。・・・第2は、一連の取引に含まれた取引段階に対して、取引全体との関係において課税上の性質を決定するというものである。」。

組織再編税制の立案担当者の解説によれば、企業グループ内の組織再編成 については、共同で事業を営むための組織再編成に比べて適格組織再編成に 該当するための要件が緩和されていることから、例えば、繰越欠損金等を有 するグループ外の法人を一旦グループ内の法人に取り込んだ上で、グループ 内の他の法人と組織再編成を行うこととすれば、容易に繰越欠損金等を利用 することが可能になってしまうこと等を勘案し、制限が設けられている⁽³⁷⁾。

すなわち、これらの一定の要件を潜脱した行為又は計算により法人税の負 担が減少した場合には、この規定の趣旨に照らしても不当と評価されるもの と考えられる。

なお、個別防止規定によって適法であれば、包括的な防止規定である本規 定の適用はないのではないかのとの見解も考えられる。しかしながら、個別 規定により法令に取り組まれた課税要件を形式的に当てはめることが可能な 本規定の立法に当たって想定し得ない行為又は計算が存在するのであれば、 文理上、本規定の適用を除外する規定がない限り、本規定の適用があるもの と考えられる⁽³⁸⁾。

3 法人税法の趣旨からの適用要件

また、同族会社等の行為計算否認規定の解釈・適用上問題となる主な論点

(38) 佐々木浩氏発言「組織再編税制及びグループ法人税制の現状と今後の展望・了」 国税速報第6211号55頁(大蔵財務協会、2012)。

⁽³⁷⁾ 藤本哲也ほか・前掲注(1)199頁。

[「]法律的な実態に即して形式的に当てはめる個別的規定と、税制としての経済的 な実質も考慮することができる包括否認規定とはいずれか一方しかないということ ではなく、これがセットで構成されているということです。個別規定が充足されれ ば、包括否認規定が発動されないことになるということにはなっていません。仮に そうだとすると、組織再編成の適格要件をクリアすれば包括否認規定が適用されな いということになってしまいますので。そのようにやや誤解している方もいないわ けではないと思いますが、そうではないのです。したがって、適格要件を充足した としても、包括否認規定が適用される結果、全体として適格要件が充足されないよ うな結果となることもあれば、逆に、非適格だとされるものが適格要件を充足する といった結果となることもあるということになります。ただ、おっしゃるように、 包括否認規定がそのような場面で働くかというと、たぶん端的に言うと経済的合理 性がキーワードになるかと思います。」(下線筆者挿入。)。

として「租税回避の意図があったとみとめられるか否か」を掲げる見解がある⁽³⁹⁾。

文理上、租税回避の意図ないし税負担を減少させる意図が存在することは 課税要件とされていない。当該規定の創設当初の大正 12 年当時は「法人税 逋脱の目的アリト認メラルルモノアル場合」、昭和 22 年には「法人税を免れ る目的のあるものがある場合」が課税要件とされていたが、昭和 25 年には これが削除され、当時の立案当局者の見解においても「不当に法人税額を減 少させるということは、このように客観的に観察して、通常の法人経理にお いてはとられなかったような事実が、同族会社であるがためにとり入れられ て、その結果、税額の均衡を失するとの判断が社会通念によって受け入れら れることを指すものであり、不法という字句を避けていることから、必ずし も同族会社に、故意に法人税を免れる意思があることを証明されたと否とに かかわらないと解すべきである。」⁽⁴⁰⁾(下線は、筆者挿入。)とされているこ とから、租税回避の意図は課税要件とはならないものと考えられる⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾。

- (40) 忠佐市(執筆当時、大蔵省主税局調査課長)『租税法要論』200頁(日本評論社、 1950)。
- (41) 武田昌輔(執筆当時、大蔵省主税局税制第1課課長補佐)『会社税務精説』(森山 書店、1962)。

⁽³⁹⁾ 金子宏·前掲注(3) 431 頁。

[「]この(同族会社等の行為計算否認)規定の解釈・適用上問題となる主要な論点 は、当該の具体的な行為計算が異常ないし変則的であるといえるか否か、その行為・ 計算を行ったことにつき正当な理由ないし事業目的があったか否か、および租税回 避の意図があったとみとめられるか否か、である。」(最初のカッコ書は筆者挿入。)。 金子宏『租税法(第16版)』421頁(弘文堂、2011)。

^{「(}同族会社等の行為計算) 否認の要件としては、経済的合理性を欠いた行為また は計算の結果として租税が減少すれば十分であって、租税回避の意図ないし税負担 を減少させる意図が存在することは必要でないと解される。」(カッコ書は筆者挿 入。)。

[「]この規定が『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものが あるとき』と改められたが、<u>これによれば法人の行為の結果から判断して不当に法</u> 人税の負担を減少すると認められる場合においては、この規定によって否認できる <u>ことが明確にされた</u>のである。従前の表現としては、法人税を免れる目的を有して いると認められるという場合であるが、改正された規定によれば、<u>客観的にみて免</u> れる目的はなくとも、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるこ とになれば否認できることとなって、国税通則法第 29 条の更正との関係が明瞭に

ただし、租税回避の意図があったとの事実が認められ、法人税の負担が減少 しているならば、「法人税の負担の減少が不当と評価されるものであること」 の重要な評価根拠事実になるものと考えられる。

本規定についても、文理上、租税回避の意図ないし税負担を減少させる意図が存在することは課税要件とされていない。

そうすると、いずれの規定も、基本的には、文理上、課税要件を満たすも のと税務署長が認めた場合は、「税務署長の認めるところにより」適用するこ とができることになる。

しかしながら、税務署長はその任務として、財務省設置法 19 条による「内 国税の適正かつ公平な課税を実現」のため、関係法令を適正に適用すること としており、法人税法の適用に当たっては、法人税法の趣旨を重視し、「その 納税義務の適正な履行を確保」しなければならない(法法1)。すなわち、納 税者の行為又は計算に租税回避の意図ないし税負担を減少させる意図などが 全く存在せず、その納税義務の適正な履行としてなされたものであるならば、 それによって税の負担が不当に減少するものであっても、それはむしろ、法 の欠缺等によるものであって、税務署長はこれを否認することはできないも

なったように思われる。」(下線は、筆者挿入。)。

武田昌輔『精説 法人税法-54年版-』500頁(財経詳報社、1979)。

(42) 渡辺喜久造(執筆当時、国税庁長官)『税の理論と実際-実際編(II)-』409頁(日本経済新聞社、1957)。

「否認される行為又は計算は、その行為又は計算の結果、同族会社の法人税負担 を不当に減少させる結果となると認められるものであればいいのであって、その行 為計算の背後に脱税の意図があるかないかは別に関係ない。」。

(43) 東京高裁平成11年5月31日判決引用、東京地裁平成9年4月25日・判時162523
 頁。

「不当性の判断は、行為又は計算の態様から客観的に判断されるものであって、 当該行為又は計算等に係る株主等が租税回避等の目的あるいは不当性に関する認識 を有していることを要件とするものではない。」。

[「]不当に法人税を軽減させる結果となると認められる限り、<u>法人税逋脱の意思を</u> <u>立証する必要はないと解される</u>。なぜならば、その行為自体が同族会社としては不 自然ではない場合がありうるのであり、したがって<u>必ずしも逋脱の意思をもって</u> 行ったがゆえにその行為又は計算を否認するのではなく、それらの同族会社に固有 の性格に基づく特殊な行為又は計算が、結果として法人税の減少を招く場合に、こ れを修正しようとするものであるからである。」(下線は、筆者挿入。)。

のと考えられる。

したがって、税務署長は、本規定及び同族会社等の行為計算否認規定の適 用に当たって、法人税法の趣旨にかんがみて、納税者の行為又は計算が、「そ の納税義務の適正な履行」として行われたものと認められない理由等が存す ると認められる場合、すなわち、課税要件ではないため、たとえば、納税者 の行為又は計算に租税回避の意図をうかがわせる程度の事実が認められる場 合に、各規定の適用を行うべきものと考える。

第4節 まとめ

1 本規定における経済的合理性基準の適用

本規定の対象となる行為又は計算は、同族会社等に限定されず、基本的には、純経済人そのものもその適用の対象として含むことを前提としている。

したがって、本規定では、同族会社等の行為計算否認規定における経済的 合理性基準の適用をすることができないものと考えられる。なお、純経済人 を前提とすれば、「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと 認められる場合」は、むしろ稀であり、通常は少なくともその行為又は計算 には事業目的がないとはいえないこととなる。

2 本規定における「不当」の評価

組織再編税制の基本的な考え方によれば、本規定の趣旨は、組織再編成の 形態や方法が、複雑かつ多様であり、①資産の売買取引を組織再編成による 資産の移転とするなど、租税回避の手段として濫用されるおそれがあるため とされている。

(1) 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離

組織再編税制の基本的な考え方によれば、組織再編成の取引の実態に 合った課税を行うこととし、その中心となる組織再編成により移転する資 産の譲渡損益の取扱いは、移転資産の時価取引として損益を計上すること

40

を原則とする。ただし、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態 に実質的に変更がないと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが 適当と考え、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められ るものについては、移転資産の譲渡損益の計上が繰り延べられる。

すなわち、上記①は、組織再編税制の基本的な考え方が租税回避に手段 として濫用され、この考え方から乖離した行為又は計算により法人税の負 担が減少した場合には、不当と評価されることを示しているものと考えら れる。

(2) 組織再編成の濫用

立案担当者の解説によれば、「組織再編成を利用した租税回避行為の例」 として、次のようなものが考えられるとされている。

- ② 繰越欠損金や含み損のある会社を買収し、その繰越欠損金や含み損を 利用するために組織再編成を行う。
- ③ 複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなどにより、課税を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う。
- ④ 相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で、組織再編成 を行う。
- ⑤ 株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割等を行う。

そして、「組織再編成を利用した租税回避行為は、上記のようなものに止 まらず、・・・これに適正な課税を行うことができるよう」本規定が設けら れたとされている。

すなわち、②ないし⑤の例は、組織再編成法制が大幅に緩和され、税制 もかなり柔軟なものとなっているため、組織再編成そのものを組織再編税 制に係る課税だけでなく、その他の課税の租税回避の手段として濫用した 行為又は計算により法人税の負担が減少した場合には、不当と評価される ことを示しているものと考えられる。

(3) 個別防止規定の潜脱

組織再編税制においては、本規定の他に、繰越欠損金や含み損を利用した租税回避に対する個別的な防止規定が設けられている(法法 57③、62 の 7)。

従来、合併の際、繰越青色欠損金の引継ぎは認められていなかったとこ ろ、適格要件を満たしていれば、原則として引継ぎが可能となっている(法 法 57②)。このため、繰越青色欠損金や欠損金になる前段階の含み損を利 用した租税回避の可能性が高まるおそれがあることから、租税回避防止の ために一定の要件を課すこととされた。

すなわち、これらの一定の要件を潜脱した行為又は計算により法人税の 負担が減少した場合には、この規定の趣旨に照らしても不当と評価される ものと考えられる。

以上のとおり、本規定の趣旨及び立案担当者による本規定の解説及び適 用例から、本規定における「法人税の負担の減少が不当と評価されるもので あること」は次の三つに集約できるものと考える。

- 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離
- ② 組織再編成の濫用
- ③ 個別防止規定の潜脱

本章においては、第1章における「法人税の負担の減少が不当と評価される ものであること」の三つ類型(①組織再編税制の基本的な考え方からの乖離、 ②組織再編成の濫用、③個別防止規定の潜脱)についての具体的な内容等につ いて検討する。

第1節 組織再編税制の基本的考え方からの乖離

1 組織再編税制の基本的考え方

平成 13 年度における組織再編税制の改正に当たって、政府税制調査会の 法人課税小委員会において、税制として企業組織再編成により資産の移転を 行った場合にその取引実態にあった課税を行うなど適切な対応を行うととも に、全体として整合的な考え方に基づいて整備する必要がある⁽⁴⁴⁾旨の「会社 分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」が示されている。 その主な内容は、資産等を移転した法人の課税及び株主の課税の取扱いと なっている。

(1) 移転資産の譲渡損益の取扱い(資産等を移転した法人の課税)

その考え方の一つは、「法人がその有する資産を他に移転する場合には、 移転資産の時価取引として損益を計上するのが原則であり、この点につい ては、組織再編成により資産を移転する場合も例外ではない」。とし、従前

⁽⁴⁴⁾ 以下の点から、現行の現物出資、合併等に係る税制を改めて見直し、全体として 整合的な考え方に基づいて整備する必要があるとされている。

[「]第一に、会社分割には、現物出資、合併等と共通する部分があり、例えば分割 型の吸収分割と合併では法的な仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を発生さ せることができる。同じ効果を発生させる取引に対して異なる課税を行うこととす れば、租税回避の温床を作りかねないなどの問題がある。第二に、現行の税制にお いては、営業譲渡により企業買収を行う場合には、資産の時価取引として譲渡益課 税が行われるが、他方、合併により企業買収を行う場合には、課税が繰り延べられ るなどの問題がある。」。

の時価以下主義から時価課税を原則とすることとされた。ただし、「組織再 編税制により<u>資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない</u>と考え られる場合には、<u>課税関係を継続</u>させ」るとされている。そして、「組織再 編成において、<u>移転資産に対する支配が再編成後も継続</u>していると認めら れるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる」とされて いる。

したがって、取引の実態にあった課税として、組織再編成により資産を 移転する場合も原則として移転資産の時価として譲渡損益を計上すること が原則であるが、資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、 すなわち、移転資産に対する支配が継続している場合は、課税関係を継続 させることとし、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べるとされている。 このことは、取引の実態として移転資産に対する支配が継続している場合 の判断の指標となるものが適格要件であると考えることもできる。

(2)株式の譲渡損益の取扱い(株主の課税)

また、「分割型の会社分割や合併における分割法人や被合併法人の株主の 旧株式(分割法人や被合併法人の株式)の譲渡損益についても、原則とし て、その計上を行うこととなるが、<u>株主の投資が継続</u>していると認められ るものについては、上記と同様の考え方に基づき、その計上を繰り延べる」 とされている。

したがって、取引の実態にあった課税として、組織再編成により株主の 所有する旧株式が移転した場合は、原則として株式の譲渡損益を計上する ことが原則であるが、株式を移転する前後で経済実態に実質的な変更がな い、すなわち、株主の投資が継続している場合は、課税関係を継続させる こととし、株式の譲渡損益の計上を繰り延べるとされている。このことは、 移転資産に対する支配が継続している場合と株主の投資が継続している場 合とが重なり合い、課税関係が連動することが想定される。

(3) 利益積立金額及びみなし配当について

「分割型の会社分割や合併における分割法人や被合併法人の株主につい

44

ては、その取得した新株等の交付が分割法人や被合併法人の利益を原資と して行われたと認められる場合には、配当が支払われたものとみなして課 税するのが原則である。ただし、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる 場合には、従前の課税関係を継続させるという観点から、利益積立金額は 新設法人・吸収法人や合併法人に引き継ぐのが適当であり、したがって、 配当とみなされる部分はないものと考える。」とされている。

このことは、移転資産の譲渡損益の取扱いと株主のみなし配当の取扱い が課税上連動することを示すものと考えられる。

2 組織再編税制の構造

上記1で述べた組織再編成税制の基本的な考え方が当該税制にいかに反映 されているか、その構造を概観する。

(1) 資産等を移転した法人の課税

組織再編成の資産等の移転に対しては、原則として時価による譲渡が あったものとして、資産等を移転した法人の各事業年度の所得を計算する こととなる。

しかしながら、移転資産等に対する支配の継続という上述の基本的な考 え方により、グループ内の組織再編成(100%の持分関係(完全支配関係) のものと 50%超の持分関係(支配関係)のもの⁽⁴⁵⁾の区分)及び共同事業 を行うための組織再編成として一定の要件(以下「適格要件」という。)を 満たすものを適格組織再編成として移転資産等の譲渡損益の計上を繰り延 べることとされている。なお、現物分配の場合は、完全支配関係のものの みとなっている。

また、いずれの場合にも、移転資産の対価として金銭等の株式以外の資 産が交付された場合には、その経済実態は通常の売買取引と異なるところ

⁽⁴⁵⁾ その持株関係が組織再編成後も持分関係が継続する見込みであることとされている。なお、適格合併の場合は、兄弟会社(同一の者によって支配される関係の会社)間の合併のみの要件である。

がなく、移転資産の譲渡損益の計上は繰り延べることはできないとされ、 売買取引との区分の観点から、共通の適格要件として加味されている。

イ グループ内の組織再編成

完全支配関係の場合は、親会社が子会社の株式をすべて保有している ことから、組織再編成前後で経済実態に実質的な変更がなく、移転資産 に対する支配も再編成後も継続することとなる。したがって、適格要件 は特に付加されていない。

支配関係の場合は、「企業グループとして一体的な経営が行われている 単位という点を考慮」したものである。ただし、「組織再編成による資産 の移転を個別の売買取引と区分する観点から、資産の移転が独立した事 業単位で行われること、組織再編成後も移転した事業が継続することを 要件とすることが必要である」とされ、適格要件に加味されている。「資 産の移転が独立した事業単位で行われること」は、独立した事業単位に おける事業とは、いわゆる人、物、金であるとの考え方により、主要資 産や負債だけでなく、従業員を含むとされている。また、移転した事業 を「分社化して、グループ外へ出してしまったり、あるいはやめてし まったりすれば、これは単なる資産の切出しに過ぎないことから、「組織 再編成後も移転した事業が継続すること」を要件とすることが必要であ るとされている。

ロ 共同で事業を営むための組織再編成

共同で事業を営むための組織再編成は、主に現に行われ、今後行われ ることが想定される実態に配慮したものとされ、移転の対価として取得 した株式の継続保有等の要件を満たす限り、移転資産に対する支配が継 続しているものと考え、譲渡損益の計上を繰り延べることとされている。 なお、支配関係の場合と同様、組織再編成による資産の移転を個別の資 産の売買取引と区別する観点から、資産の移転が独立単位で行われるこ と、組織再編成後も移転した事業が継続することを要件として付加され ている。 加えて、共同事業を行うための組織再編成に該当する否かは、組織再 編成により一つの法人組織で行うこととした事業が相互に関連性を有す るものであること、さらに、買収との区分の観点から、それぞれの事業 の規模が著しく異ならないこと又は双方の特定役員のいずれかの者が移 転先法人の特定役員となることが見込まれていることをその判断の指標 として適格要件に加味されている。

ハ 適格要件

適格要件は、次のとおりであり、完全支配関係の場合は①のみ、支配 関係の場合は①ないし④、共同事業を営むための場合は、すべてがその 要件となっている。

(対価の面からの売買との区分)

金銭等の株式以外の資産不交付要件

移転資産等の対価として金銭等の株式以外の資産が交付された場合 には、その経済的実態は、通常の売買取引と異なるところがなく、移 転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることは適当ではないと考える。 (移転した物の面からの売買との区分)

② 主要資産等引継要件

事業の主要な資産が引き継がれること。

個別資産の売買取引と区分するための要件であり、移転資産が独立 した事業単位で行われていることを示すものと考える。

資産等の移転が生ずる分割及び現物出資の要件であり、合併はすべての資産等が移転するため特に要件化されていない。

③ 従業者引継要件

組織再編成の直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に 相当する数の者が資産等の移転先法人の業務に従事することが見込ま れていること。

事業単位で移転することが想定されているため、当然に従業者の相 当数が引き継がれることをその指標とするものと考える。事業単位の 移転として、主要資産等引継要件は物の移転を示し、従業者引継要件 が人の移転を示すものである。

また、共同事業を営むための場合は、共同事業を営むための組織再 編成に該当するか否かの指標ともいえる。なお、この要件での従業者 の引継ぎは、理論的には、全部であるが、現実的な問題としてアロー アンスをもって 80%とされているものと考えられる。

④ 事業継続要件

引き継がれた事業が、引き続き営まれることが見込まれること。

主要資産等の引継要件と従業員引継要件が事業単位で移転している ことを示す指標であり、この要件を加えて、売買取引の区分を示す指 標としているものと考える。

(共同事業を営むための場合に該当するか否か)

⑤ 事業関連性要件(事業内容の面から)

移転する事業と移転先法人の営むいずれかの事業とが相互に関連す ること。

複数の者が共同で事業を行うことによって、より経済的に望ましい 効果、シナジー効果が生じることができるようなものであれば、これ が「共同」を示す指標とするものと考える⁽⁴⁶⁾。

⑥ 事業規模又は役員引継要件(買収との区分の面から)

移転する事業とそれに関連する移転先法人の営むいずれかの事業の それぞれの売上金額、従業員数、若しくはこれらに準ずるものの規模 の割合がおおむね5倍を超えないこと又は双方の特定役員のいずれか とが、移転先法人の特定役員となることが見込まれていること。

事業規模要件については、事業規模が著しく異なる場合には、共同 事業というよりは、買収と考えることが常識的であるとして、買収と の区分を示す指標と考える。しかし、事業規模の面ではなく、双方の

⁽⁴⁶⁾ 阿部泰久「〈講演〉改正の経緯と残された課題」別冊商事法務 252『東京大学法律 プロフェッショナル・セミナー 企業組織と租税法』83 頁(商事法務、2002)。

特定役員が経営に参画しているのであれば、経営主体の面から共同と みることができるものとして買収と区分しているものと考える。

⑦ 株式継続保有要件(投資価値の面から)

資産等を移転した法人の株主等で、組織再編成によって交付を受け る株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する移転先 法人の持株数が移転した法人の発行済株式等の80%以上であること。 ただし、移転先の株主の数が50人以上である場合は除かれる。

共同事業で行うことであれば、それぞれ共同で事業を行う者の投資 価値が継続するはずであることから、投資価値の面からその指標とす るものと考える。

- (2)株主の課税
 - イ 株式の譲渡損益

原則として、通常の有価証券の譲渡と同様、移転した旧株式の譲渡が あったものとして譲渡損益を計上する。

しかしながら、株主が金銭等の株式以外の資産の交付を受けない場合 は、適格組織再編成であるか否かにかかわらず、譲渡対価の額を組織再 編成直前の帳簿価額として課税を繰り延べることとされている。

したがって、投資の継続について、株主が金銭等の株式以外の資産の 交付を受けないことをその判断の指標としているものと考える。

ロ みなし配当

原則として、交付を受けた株式、金銭等の合計額が、資本金等の額の うちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超える部分の 金額はみなし配当とされる。

しかしながら、株主が金銭等の株式以外の資産の交付を受けない場合 は、適格組織再編成であるか否かにかかわらず、みなし配当は発生しな いこととされている。

(3) 非適格と適格の選択性 組織再編成による資産の移転等の取引について、その実態にあった課税 を行うためのものであることから、有利な方法を選択するものではないと 考えられる。したがって、仮に有利な方法を選択しているものと認められ る場合は、その実態にあった課税から乖離することとなり、適格でないも のを適格としたものだけでなく、適格のものを非適格として形式上、要件 を構築したり、あえて外すことにより、法人税の負担が不当に減少した場 合は、本規定の適用があるものと考える。

(4) 非適格合併等により移転を受ける資産等にかかる調整勘定の損金算入 平成 18 年度改正において、非適格合併等により移転を受ける資産等に

係る調整勘定の損金算入制度が創設された(法法 62 の 8 ①)。

法人が非適格合併等によりその非適格合併等に係る被合併法人等から資 産及び負債の移転を受けた場合において、その法人が非適格合併等により 交付を受けた非適格合併等対価の額がその移転を受けた資産及び負債の時 価純資産額を超えるときは、その超える金額のうち資産等の超過差額以外 の金額は、資産調整勘定として計上する。そして、この資産調整勘定は、 企業結合会計における正の差額のれんに相当するものであり、営業権の償 却と平仄を合わせて、5年間で均等償却し、損金算入することとされてい る。

なお、この規定で被合併法人等の欠損金相当額が潜脱的に利用されない よう実質的に被合併法人等の欠損金に相当する部分から成ると認められる 金額は、資産等の超過差額として資産調整勘定から除かれることとされて いる⁽⁴⁷⁾。

3 各組織再編成の概要

上記1で述べた組織再編成税制の基本的な考え方が各組織再編成の取扱い にいかに反映されているか、それらの取扱いを概観する。

(1) 合併

イ 被合併法人(移転資産等の譲渡損益の取扱い)

非適格の場合は、時価による資産等の譲渡として譲渡損益を計上し、 適格の場合は、帳簿価額による資産等の引継ぎがあったものとして譲渡 損益の計上は繰り延べられる(法法 62①②、62 の 2①)。

従前は、例えば、企業買収を行う場合は、営業譲渡によれば、資産の 時価譲渡取引として譲渡益課税が行われるのに対し、合併によれば、課 税の繰延べが可能であったため、原則として、法的な仕組みが異なるも のの実質的に同一効果を発生させることができるものとの間の課税の整 合性が図られたことになる。

なお、法人税法 22 条 2 項があるにもかかわらず、法人税法 62 条を創 設したのは、従前から合併等についての様々な議論(資本取引か損益取 引か、現物出資説か人格合一説かなど)に左右されることなく、税務上 の取扱いを明確化したものと考えられる。

また、税務上、一旦、被合併法人の資産等の移転の対価として合併法 人の株式等を時価で取得し、その後、直ちにこれを被合併法人の株主等 に交付したものと取り扱うことされている。

適格の場合は、組織再編成により資産等を移転する前後で経済実態に 実質的な変更はなく、移転資産等に対する支配が継続していると認めら れるとして、課税関係を継続させることが適当と考えられ、移転資産等 の譲渡損益に対する課税を繰り延べることとなる。

従前は、被合併法人においては、資産等の移転を伴う譲渡損の認識は 行わず、合併法人からの合併法人株式等が被合併法人の資本金、資本積 立金及び利益積立金の合計金額を超える金額がある場合のみ、その金額 を被合併法人の清算所得としての課税がされていた。したがって、組織 再編税制において、移転資産等の譲渡損益を認識して課税されることな り、従前の清算所得課税は廃止された。

ロ 合併法人(合併法人の資産等の受入れ) 非適格の場合は、移転時の資産等の時価をもって受入価額とし、適格 の場合は、被合併法人における帳簿価額を引き継ぐことから、合併法人においては、基本的には課税は生じない。

従前は、合併法人における資産等の受入価額は、時価以下であれば任 意とされ、帳簿価額以下であれば資産等の含み益は実現せず、課税が生 じることはなかった。一方、帳簿価額を超える金額を受入価額とし、合 併差益金を計上した場合は、その金額のうち、資産等の評価益からなる 部分の金額が課税対象とされていた。したがって、組織再編税制では、 被合併法人において、移転資産等の譲渡損益を認識して課税されること となり、合併法人において移転資産等の含み益を実現させる必要がなく なり、従前の評価益の課税の規定は廃止された。

ハ 被合併法人の株主

(イ)株式の譲渡損益

合併法人の株式(三角合併の場合は、合併法人親法人株式)以外の 金銭等の資産の交付を受けた場合は、旧株式(被合併法人株式)の時 価譲渡による譲渡損益が計上され、合併法人の株式のみの交付を受け た場合は、株主の投資が継続しているものと考え、旧株式の譲渡対価 は、合併直前の帳簿価額とされ、譲渡損益は認識されない(法法 61 の2①②)。

(1) みなし配当

非適格の場合は、交付を受けた新株等の価額のうち、当該株式に対応する被合併法人の資本金等の額を超える部分の金額、すなわち、利益を原始とする部分が配当とみなされる(法法 24①一)。適格の場合は、資産等の帳簿価額が引き継がれ、すなわち、被合併法人の利益積立金が交付された新株等の価額に転化することはないため、利益積立金も引き継がれ、みなし配当は生じない(法法 24①一カッコ書)。

従前、法人株主については、新株等の価額が、旧株式の帳簿価額又 は被合併法人の資本金等の額のいずれか大きい金額を超える部分の金 額が配当とみなされていた。 (2)分割

イ 分類

- (イ)分割する会社から営業(事業)を承継する会社が分割によって新設 される法人であるか、既存の法人であるかの観点から、新設分割と吸 収分割の分類がある。
- (n)また、旧商法では、会社分割により営業を承継する会社は、その分割の対価として株式等を交付し、これを誰に割り当てるかの観点から、分割する会社に割り当てるものを分社型分割(物的分割)、分割する会社株主に割り当てるものを分割型分割(人的分割)としていた。会社法においては、分社型分割のみ制度として規定し、分割型分割については、分社型分割と剰余金の配当と整理された。なお、法人税法では、従前どおり、この分類を維持している。分社型分割は、親子関係すなわちタテの関係が生ずる分割であり、分割型分割は、兄弟関係すなわちョコの関係が生ずる分割である。
- 口 分割法人

非適格の場合は、時価による資産等の譲渡として譲渡損益を計上する。 適格の場合は、分割型分割については、帳簿価額による資産等の引継ぎ があったものとされ、分社型分割の場合は、帳簿価額による譲渡を行った ものとされ、いずれも結果としては、譲渡損益の計上は繰り延べられる (法法 62①②、62 の 2①、62 の 3①)。

ハ 分割承継法人

非適格の場合は、移転時の資産等の時価をもって受入価額とし、適格 の場合は、分割法人における分割直前の帳簿価額を引き継ぐ又は受入価 額とする。

- ニ 分割法人の株主(分割型分割)
 - (イ)株式の譲渡損益

分割承継法人の株式(三角合併の場合は、分割承継親法人株式)以 外の金銭等の資産の交付を受けた場合は、旧株式(分割法人株式)の うち分割承継法人に移転した資産等に対応する部分の時価譲渡を 行ったものとして譲渡損益が計上され、分割承継法人の株式のみの交 付を受けた場合(金銭等不交付分割型分割の場合)は、旧株式の分割 型分割の直前の分割純資産対応帳簿価額により譲渡を行ったものとさ れ、譲渡損益は認識されない(法法 61 の 2①④)。

(n) みなし配当

非適格の場合は、交付を受けた新株等の価額のうち、当該株式に対応する分割法人の資本金等の額を超える部分の金額、すなわち、利益を原始とする部分が配当とみなされる(法法 24①二)。適格の場合は、 資産等の帳簿価額が引き継がれ、すなわち、被合併法人の利益積立金 が交付された新株等の価額に転化することはないため、利益積立金も

引き継がれ、みなし配当は生じない(法法 24①二カッコ書)。

(3) 現物出資

現物出資は、会社を設立する際に発起人が行う場合(会社法 28 一)と 既存会社の新株発行の際に新株の引受人が行う場合がある(会社法 199① 三)。

平成12年の旧商法改正以前は、会社分割が認められていなかったため、 現物出資による新設法人の設立により実質的に分割が行われていた。

現物出資は、金銭以外の財産の出資であるから、財産を個別的に承継す る行為であるが、分割は、その事業に関して有する権利義務の全部又は一 部を他の会社に包括的に承継させる行為である。したがって、現物出資に よる資産の移転は、消費税法上の資産の譲渡等に該当するが、分割による 資産の移転は、包括承継であり、消費税法上の資産の譲渡等に該当しない (消法2①八、消令2①二)。

イ 現物出資法人

非適格の場合は時価による資産等の譲渡として譲渡損益を計上し、適 格の場合は帳簿価額による資産等の譲渡があったものとして譲渡損益の 計上は繰り延べられる(法法 22②、62 の4)。 従前、現物出資については原則として出資した資産の含み益に対して 課税されることとなるが、実質的に会社の分割である現物出資について は圧縮記帳の特例により、その含み益の課税の繰延べを認めていた。

口 被現物出資法人

非適格の場合は移転時の資産等の時価をもって受入価額とし、適格の 場合は被合併法人における帳簿価額を受入価額とすることから、被現物 出資法人のおいては、基本的には課税は生じない。

(4)株式交換·株式移転

平成 18 年度改正により整理されたものであり、株式交換等により株式 交換完全親法人は、株式交換完全子法人の発行済株式の全部を取得するこ ととなるから、この株式取得を通じて、株式交換完全親法人は、株式交換 完全子法人のすべてを実質的に取得するのと同様の効果がある。合併は、 被合併法人の事業や資産を直接取得する行為であり、株式交換等は会社そ のものを取得する行為ということができる。

- イ 株式交換完全子法人及び株式移転完全子法人の課税の取扱い 非適格の場合は一定の固定資産等について時価評価により評価損益を 計上し、適格の場合はこの評価損益を計上しない(法法 62 の9①、① カッコ書)。
- ロ 株式交換完全親法人及び株式移転完全子法人の課税の取扱い 資本金等の額が増加するが、課税関係は生じない。
- ハ 株式交換完全子法人及び株式移転完全子法人の株主の課税の取扱い 株式交換完全親法人等の株式以外の金銭等の資産の交付を受けた場合 は、旧株式(株式交換完全子法人等)の時価譲渡による譲渡損益が計上 され、株式交換完全親法人等の株式のみの交付を受けた場合は、株主の 投資が継続しているものと考え、旧株式の譲渡対価は、株式交換等の直 前の帳簿価額とされ、譲渡損益は認識されない(法法 61 の 2①⑧⑩)。
- (5) 現物分配

平成22年改正により整理されたもので、従前は、金銭等の配当があった

場合は、配当した資産の時価により配当が行われたものとして、配当を行 う法人は、配当した資産の帳簿価額と時価との差額を譲渡損益して計上し、 配当を受領する法人は、資産を時価として受け入れて、同額を配当として 取り扱うこととされていた。

イ 現物分配法人

非適格の場合は時価による資産等の譲渡として譲渡損益を計上し、適 格の場合は帳簿価額による資産等の譲渡があったものとして譲渡損益の 計上は繰り延べられる(法法 22②、62 の5③)。また、非適格の場合は、 その配当額について源泉徴収が必要となるが、適格の場合は、源泉徴収 は不要となる(所法 24①)。

口 被現物分配法人

非適格の場合は、原則として資産の時価による配当として計上するが、 受取配当益金不算入の対象となる(法法 23①)。適格の場合は、移転資 産の現物分配直前の帳簿価額により取得し、その収益は、益金不算入と なる(法法 62 の 5④)。

4 組織再編税制の基本的考え方からの乖離

組織再編税制の基本的な考え方によれば、組織再編成の取引の実態に 合った課税を行うこととし、その中心となる組織再編成により移転する資産 の譲渡損益の取扱いは、移転資産の時価取引として損益を計上することを原 則とする。ただし、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質 的に変更がないと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考 え、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものにつ いては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べられている。

すなわち、組織再編税制の主な趣旨は、組織再編成取引の実態に即した課 税を行うものである。そして、組織再編成による資産の移転は、資産の時価 譲渡であるが、その実態として移転資産に対する支配が継続しているのであ れば、それを示す一定の要件のもと、いわゆる適格組織再編成としてその課 税を繰り延べるものである。そうすると、組織再編成の適格要件は、組織再 編成の実態として、資産の譲渡(売買)と区分するための「移転資産に対す る支配の継続」を示す指標であると考えることができる。すなわち、取引の 実態として移転資産に対する支配が継続していることの指標となるものが適 格要件であり、課税の取扱いの選択を認めるものではないと考える。

したがって、例えば、取引等の恣意的な操作によりその要件を形式的に満 たすものである場合など、本来の取引実態として移転資産に対する支配が継 続していないものであり、非適格組織再編成として課税すべきものであるな らば、それは法人税の負担を不当に減少しているものと考えられる。また、 逆に、例えば、取引等の恣意的な操作によりその要件を形式的に満たさない ようにして譲渡損を計上した場合など、本来の取引実態として移転資産に対 する支配が継続しているものであり、適格組織再編成として課税すべきもの であるならば、それは法人税の負担を不当に減少しているものと考えられ る⁽⁴⁸⁾。

そして、各適格要件の潜脱に当たるかどうかが、そのメルクマールになる ものと考えられる。具体的には、次のような場合が考えられる。

- (1)金銭等の株式以外の資産不交付要件の潜脱(対価の面からの売買との区分)
 - 本来現金を直接交付すれば足りるものを、一旦、端数株式等を交付する ことにより、適格組織再編になるように操作し、課税の繰延べを図る⁽⁴⁹⁾。

⁽⁴⁸⁾ 朝長英樹「会社組織再編成に係る税制について「第3回」」32頁(租税研究、2001.7)。 「本来は、非適格組織再編成に該当するものを適格組織再編成として移転資産等の譲渡益の繰延べを行うようなものだけではなく、本来は適格組織再編成に該当するものを非適格組織再編成として移転資産等の譲渡損を計上するようなもの―「適格外し」と呼ぶのが良いのかもしれませんが―についても、租税回避行為として行為計算が否認されることがあり得ます。」。

⁽⁴⁹⁾ 太田洋「組織再編成行為と否認」87頁(租税研究、2011.7)。 「例えば、スクィーズ・アウトを実施するために現金株式交換を用いた場合には、 すべからく税制非適格となり、・・・株式交換の対価を現金とする代わりに少数株主 には端数株式を交付することとし、これを現金に換えてもらうことでスクィーズ・ アウトを達成するような行為が典型です。・・・本来現金を直接交付すれば足りるも

- ② 名目的な合併交付金を交付するなど、非適格組織再編成になるように 操作し、資産の含み損を実現させる⁽⁵⁰⁾。
- ③ 貸付けや出資などにより資金を環流させ、非適格組織再編成になるように操作し、資産の含み損を実現させる。
- (2) 主要資産等引継要件、従業者引継要件、事業継続要件の潜脱(移転した物の面から売買との区分)

子会社の従業員をあえて減らしたり、主要資産や主要事業をあえて引き 継がなかったりするなどにより非適格組織再編成になるように操作し、資 産の含み損を実現させる⁽⁵¹⁾。

(3) 事業関連性要件、事業規模要件又は役員引継要件の潜脱(共同事業の面から、事業内容及び買収との区分)

要件をクリアするために事前に相手方の役員として人を派遣する(52)。

(4) 完全支配関係、支配関係の潜脱

完全支配関係又は支配関係とならないように、一部の株式を第三者に譲 渡することなど、非適格組織再編成になるように操作し、資産の含み損を

のをいったん端数株式にするという迂遠な行為を経ている訳ですので、132条の2の 適用が問題となる典型的な類型であろうと考えられます。」。

- (50) 太田洋・前掲注(49)87 頁。 「例えば、①資産の含み損などがある場合、必要がないのにノミナル(名目的)な額 の合併交付金を消滅会社の株主に交付して、消滅会社の資産の含み損を実現させ る・・・。・・・②分社型分割を実施する前に、分割承継法人が第三者割当増資を行って 分割法人に会社分割の対価に相当する金銭を出資させ、分社型分割を行う際に当該 分割承継法人が、当該分割法人に対して当該出資を受けた金銭を会社分割の対価と して交付するような行為、・・・第三者割当増資をして、現金をグルっともどしてく るような行為」。(カッコ書きは筆者挿入。)。
- (51) 太田洋·前掲注(49)87 頁。
- (52) 有限責任監査法人トーマツ編『組織再編ハンドブック』772頁(中央経済社、2011)。 「当該要件を充足させるためだけに、組織再編成前に形式的に特定役員に変更す る場合や、買収会社が非買収会社に特定役員を送り込む場合には、意図的な潜脱行 為として包括的租税回避防止規定(法法 132 の 2)の適用対象となり得るため、留 意を要する。」。

「組織再編成後の特定役員は通常の任期を全うしていれば足りると考える。ただ し、当該要件を充足させるためだけに、短期間だけ特定役員にする場合や、名目の みの特定役員であって実態が伴っていない場合には、当該要件に抵触する。意図的 な潜脱行為は包括的租税回避防止規定(法法132の2)の適用対象となり得る。」。

第2節 組織再編成の濫用

1 租税法上以外の組織再編成の濫用からの示唆

租税法に関連する以外において、平成 12 年の商法改正により導入された 会社分割は、企業再生等の手段として有効に活用されている反面、会社債権 者に対しては濫用的に利用される等の次のような裁判例が続出しているよう である。

(1) 組織再編成の濫用と詐害行為取消権の問題

例えば、新設分割に当たって、詐害行為取消権の対象となるか否かが争 われた事案における判示⁽⁵⁴⁾において「会社法施行後の近時の倒産実務にお いて、債務超過にある株式会社(新設分割会社)が、新設分割によって不 利益を受ける債権者らと十分協議した上、新設分割によって新設分割設立 会社に対して優良資産や一部債務を承継させて会社再建を図るとともに、 上記協議に基づいてその対価の交付を受けた新設分割会社を清算するとい う会社再建手法が多く用いられている。他方で、債務超過にある株式会社 (新設分割会社)が、新設分割によって不利益を受ける債権者を全く無視 して、一方的に、新設分割によって任意に選択した優良資産や一部債務を 新設分割設立会社に承継させ、新設分割会社はその対価の交付を受けるも のの、その対価等を考慮したとしても、新設分割によって承継されない新 設分割会社の債務の債務者(以下「新設分割会社の残存債権者」という。) が害されるという事案も少なからず存することは当裁判者に顕著である。」 としている。

この事案は、飲食事業及び広告宣伝事業を営む被告法人が、業績不振で ある広告宣伝事業を切り離すために新設分割を行うことを計画し、新設分

⁽⁵³⁾ 太田洋・前掲注(49)87頁。

⁽⁵⁴⁾ 東京地裁平成 22 年 5 月 27 日判決・判時 2083 号 148 頁。

割設立法人へ被告法人が保有するほとんどの無担保の残余財産等を承継し たところ、被告法人の債権者である原告の債権が承継されなかったことか ら、原告の被告法人に対する債権について弁済を受けることがより困難と なったとして、本件分割を詐害行為取消権に基づき取消しを求めたもので ある。すなわち、分割会社の債権者の保護が問題となった事案であるが、 会社分割が理論上、承継会社・新設会社に移転した財産価値に見合った対 価を分割会社が取得することとなるが、実際には、当事者にとっては、異 なる財産価値になる場合もあることを示唆しているものと考えられる。ま た、会社分割制度において厳重な債権者保護規定を置くことは、会社分割 制度の利用を抑制してしまうおそれがあるという実際的・政策的な判断が あったとの考え方⁽⁵⁵⁾もあり、現行の会社分割制度そのものに濫用される要 素があることをも示唆しているものと考える。

さらに、その判示において、被告は、「極端に業績が不振である広告宣伝 事業を切り離し、・・飲食事業を生かすために、・・・同被告を新設分割 会社とし、・・飲食事業に関して有する権利義務を、新設分割設立会社・・・ に対して承継させる本件分割計画(甲25)を作成した。」として、当該会 社分割についての事業目的を認めた上で、被告の主張が「新設分割が、詐 害行為取消権に基づいて取り消されると、新設分割設立会社の経営が困難 となり、新設分割の目的が達せられなくなるから不当であるとの趣旨を含 んでいたとしても、それが新設分割について詐害行為取消権の対象となる ことを否定すべき理由になるものではない。・・・このように新設分割会社 の残存債権者が害される場合に、当該債権者が会社法その他の法令に基づ いて何らの救済も受けられないという事態を会社法が予定しているとは到 底考えられない。」として、詐害行為取消権の対象となるとしている。

また、控訴審においても、「控訴人らは、新設分割が企業の再編成のため の一般的手法であり、これを民事再生手続と同様に経済的窮地にある債務

⁽⁵⁵⁾ 神作裕之「濫用的会社分割と詐害行為取消権〔上〕 - 東京高判 22 年 10 月 27 日を 素材として-」4頁(商事法務№ 1924、2011. 2. 25)。

者が不良債権を処理して事業の再生を図るために利用することは禁じてお らず、・・・詐害性はない旨主張する。しかし、新設分割が企業再編のため に用いられるものであるとしても、そのことによって詐害性がないとする ことができない。」として原審を維持している⁽⁵⁶⁾。

したがって、組織再編成の手法の一つである新設分割は、企業再建に通 常用いられる法形式で、それが、法形式上異常ないし変則的でもないが、 たとえ、それが事業再建の目的で行われたとしても、債権者を害する「債 権者の一般財産を減少させ得る法律行為」として詐害行為取消権の対象と なり、その行為が濫用される要素があることを示唆しているものと考える。 (2)組織再編成の濫用と事業譲渡における債権者保護規定(会社法 22 条)

の問題

新設分割に当たって、事業譲渡における債権者保護規定(会社法 22 条) の適用対象となるか否かが争われた事案における最高裁判示⁽⁵⁷⁾において 「会社分割に伴いゴルフ場の事業が他の会社又は設立会社に承継される場 合、法律行為によって事業の全部又は一部が別の権利義務の主体に承継さ れるという点においては、事業の譲渡と異なるところはなく、・・・」とし て、特段の事情がない限り、会社法 22 条(譲渡会社の商号を使用した譲 受会社の責任等)1項の類推適用を認めている。

この事案は、預託金会員制ゴルフクラブを経営する被上告法人が、ゴル フ場事業を承継対象として、クラブ会員に対する預託金返還債務は承継外 とする新設分割を行い、新設分割により設立した法人が、その経営を株主 会員制とするためにクラブ会員にその会員権を株式に転換することを依頼 したところ、上告人が会社法 22 条1項の類推適用にその預託金の返還を 求めた事案である。

したがって、組織再編成は、組織再編税制の基本的な考え方で示されて いるようにその方法間においてだけでなく、それ以外の事業譲渡とも法的

⁽⁵⁶⁾ 東京高裁平成 22 年 10 月 27 日判決・金融法務事情 1910 号 77 頁。

⁽⁵⁷⁾ 最高裁平成 20 年 6 月 10 日判決・判時 2014 号 150 頁。

な仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を発生させることができることを示唆しているものと考えることができる。

(3) 典型的な濫用的会社分割のスキームからの示唆

典型的な濫用的会社分割のスキームとされるものを示すと次のとおりで ある⁽⁵⁸⁾。

このスキームも、選択的な資産等の切出しにより、株式の譲渡による損 失の計上を行い、実質的な企業支配を維持したまま、株式の低額譲渡が可 能となる。実質的には、従前の株式の価額を引き下げた上に損失を計上し たことになる。そして、最終的に、従前の事業への支配は変わらないこと になる。

① 分割会社Aの重要事業や重要資産を会社分割により新設会社Bに移転 させる。

これにより、A社の収益発生可能な資産の全部又はほとんどがB社に 移転する。

② A社は新設分割計画書により、移転される資産に見合う又はそれを超 過する債務がB社に承継される。

A社は、新設分割計画書において、自由に承継債務、非承継債務を設 定することができ、恣意的に選択することができ、一方、非承継債務者 には、会社法上、保護手続はない。また、B社が承継する債務について、 A社が重畳的債務引受けや連帯保証を行う場合もあり、債権者のすべて がA社に債務の履行を請求できることになり、全債権者が新設分割無効 の訴えの提訴権を有しない。

③ 新設分割により、B社株式がA社に割り当てられる。

ただし、②のとおり、B社には、承継資産に見合うだけの債務又はそ れを超える債務が承継されるため、B社の株式の価値はほとんどないこ とになる。

(58) 黒木和彰・川口珠青「濫用的分割をめぐる問題点」63 頁(金融法務事情No.1902、 2010)。 ④ 新設分割の効力発生日又はその後の近い時期にA社は、B社の株式を 安価又は備忘価額で第三者Cに譲渡する。

第三者Cは、A社役員の親族等又は協力者である。

⑤ 事案によっては、B社において、④の譲渡の直後又はその後の近い時 期に増資手続が行われる場合がある。

第三者Cの株式の価値及び会社支配力は薄められる。

⑥ A社の非承継債権者において、新設分割手続が行われていたことを知らされるのは、通常、この手続が終了した後である。

したがって、この時点では、A社の非承継債権者は、自己の債権に対 してほとんど弁済を受けられない状態に陥っている。

⑦ A社は、債務超過状態となり、破産手続等を利用して清算が行われる 場合が多いが、そのまま放置される場合もある。一方、B社は、事業を 継続し、存続する。

2 組織再編成の濫用

企業組織再編法制の大幅な緩和に伴って組織再編成の形態や方法が相当に 多様なものとなっており、私法上においても組織再編成が濫用的に利用され るケースが生じている。組織再編税制もかなり柔軟なものとなっているため、 私法上と同様、租税回避として濫用的に利用される可能性があるものと考え られる。

そもそも、法形式上異常ないし変則的でもない、組織再編成の組合せやそ の他の取引と組み合わせた取引であり、かつ、一定の事業目的をもっている ものであっても、実質的には課税を受けることなく、組織再編成の濫用によ り実質的な資産譲渡や株主の株式譲渡を行うなどの場合は、法人税の負担が、 不当に減少しているものと考えられる。具体的には、次のような場合が考え られる。

- (1) 資産及び株式の価値の移転の利用
 - ① 含み損のある資産を現物出資や分割などにより移転させて、移転先の

株式に含み損を化体させる。含み損が化体した株式を関係会社間で組織 再編成を繰り返すことによって、含み損を複数創出して、各関係会社が 第三者との取引によりその損失を実現させる。

- ② 含み損のある資産の現物出資を、順次、繰り返し行うことにより、含み損が化体した株式が複数創出され、これを各関係会社が第三者に売却するなどによりその損失を実現させる⁽⁵⁹⁾。
- (2) 移転資産の未実現の損益の利用
 - 分割により不況事業又は好況事業を切り出し、合併等によって損益を 通算して、所得の圧縮を図る。
 - ② 合併前に、被合併法人となる法人が含み損を有する資産を合併法人となる法人に、譲渡等により含み損の損出しをして所得を圧縮する⁽⁶⁰⁾。
- (3) 資産等の移動による会社の価値の変動の利用

含み益のある資産とそれに見合う債務を分割して、新設法人に引き継ぎ、 取得した価値零の新設法人株式を役員の親族等に低価で譲渡し、譲渡損を 計上する。また、株式の価値を低下させて、贈与税、相続税の課税関係を 経ることなく、株式を引き継ぐことにも利用可能となる(株価の低下及び 課税関係の転換)。

(59) 太田洋・前掲注(49)88 頁。

(60) 太田洋・前掲注(49)91 頁。

「例えば、他の法人の土地を取得するときに、その法人を株式交換によって完全 子会社化した上で、当該法人からの適格現物出資によって土地を取得すると、土地 の含み益が課税所得に含まれないことになってしまいますが、これも、単に土地を 譲渡すればいいとこころを複数の組織再編行為を組み合わせて敢えて税負担の軽減 を図るという行為ですので、結果的に、132条の2の適用対象といってもよいのでは ないかと思われます。」。

[「]特別利益と含み損の両方を抱えている子会社を自己が保有している他の子会社 に非適格合併をさせることで含み損を実現させ、特別利益を無税で消すといった行 為」。

[「]単一の組織再編行為を複数の組織再編行為に恣意的に「分割」する類型、例え ば、適格合併を実施する前に、含み損失を有する資産のみを抽出して合併法人に譲 渡し、爾後、適格合併を行って損出しをするような行為が考えられます。これは複 数の行為ではなく、「組織再編行為+取引行為」ですので、これについては、132条 の2に該当し得るということで問題ないのではないかと考えられます。」。

なお、株式評価に関するものについては、時価の妥当性の事実認定の問題として捉えれば十分との見解⁽⁶¹⁾もあるが、時価を創出しているこのような事例については、時価の妥当性の事実認定だけでは判断できないものと考える。また、課税関係の転換については、組織再編行為を用いることで組織再編行為ならではの効果が実現できる類型だけが本規定の適用対象となるべきであるとする見解がある⁽⁶²⁾。この見解の「組織再編行為を用いる

(61) 太田洋・前掲注(49)89 頁。

「平成13年度税制改正の立案担当者が132条の2適用対象となり得る行為として 株式の評価を下げるために会社分割を行う行為を例示しているところです。具体的 な行為としては、相続財産の評価で類似業種比準方式が適用されるような場合にお いて、利益の出ている事業を会社分割で子会社に移して、親会社株式の評価額を引 き下げるといった行為が考えられます。しかしながら、そもそも論として、このよ うな場合を132条の2で捉えるべきなのかとうこと自体に関して相当議論があり得 るように思います。もともと、このような行為については、時価の妥当性の問題、 つまり事実認定のレベルで考えれば十分な話であって、132条の2という伝家の宝刀 を敢えて振り回すべき行為ではないのではないかということです。・・・財産評価通 達には、第6項のように、およそ評価通達をそのまま使ったら不合理な結果になる ときは、それに従わないことができるとする一般規定もある訳ですから、・・・。」(下 線は筆者挿入)。

(62) 太田洋・前掲注(49)89 頁。

「所得の性質のコンバージョンのための組織再編行為を用いる類型」として、要 約すると、内国(親)会社が、自己の保有する知的財産権を、外国子会社配当益金 不算入制度の適用要件を満たす外国子会社に対して現物出資により移転した上、爾 後、内国親会社は、外国子会社に、当該知的財産権使用の対価として使用料(ロイ ヤリティ)を支払う。内国親会社に資金需要が生じた際は、それまでに支払われた 使用料相当額を配当の形式に環流させることあり得るが、当該配当金は外国子会社 配当益金不算入とされる結果、その95%が非課税となる(法令22の32)。このス キームは、「組織再編成そのものについては、知的財産の含み益について課税を受け ることを前提としていますので、それについて特に何か税負担を不当に免れている 訳ではないのですが、ライセンス料をどんどん支払っていって我が国では損金算入 を行い、後で配当の形で戻すときには課税をほとんど受けませんので、そのような 組織再編を行った後の「状態」が問題となるわけです。・・・何故かと申しますと、・・・ これは現物出資による方法でも売買による方法でも全く同じ効果が達成できるとい うことを意味しています。そうだと致しますと、たまたま当事者が売買ではなく現 物出資という法形式を用いた場合は、お咎め無しというのは余りにもバランスが悪 いように思われます。・・・ある意味で組織再編行為を使わないと実現できない、組 織再編行為に特有の効果を利用して初めて実現できる効果です。」として、組織再編 行為を用いることで組織再編行為ならではの効果が実現できる類型だけが本規定の 適用対象となるべきとされている。

ことで組織再編成行為ならではの効果が実現できる」や「ある意味で組織 再編行為を使わないと実現できない、組織再編行為に特有の効果を利用し て初めて実現できる」が、組織再編成を利用することによって組織再編税 制だけでなく、それに関連する課税関係において、法人税の負担が不当に 減少したという意味では、当該見解に賛成する。ただし、例示されたもの は、そもそも売買であっても、当該親会社が形式的にライセンス料の損を 計上して、法人税の負担を減少させるためにのみ一連の取引がされたので あれば、その売買自体にも租税回避の問題が生じるものと考える。仮にそ れが租税回避であるとすれば、組織再編成の方法以外でも租税回避ができ るからといって本規定の適用対象外とすべきではないと考える。

第3節 個別否認規定の潜脱

組織再編税制においては、本規定の他に、繰越欠損金や含み損を利用した租 税回避に対する個別的な防止規定が設けられている(法法 57③、62 の 7)。こ こでは、欠損金に絞って検討を進めることとする。

1 従前の欠損金の引継ぎの取扱い

従前の被合併法人の欠損金の合併法人への引継ぎについての取扱いは、法 人税法上、欠損金の引継ぎについての直接の規定は存しなかったものの、「被 合併法人の法 57 条及び 58 条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の 繰越し等)の規定の適用を受ける欠損金で、当該被合併法人の合併の日の属 する事業年度までにこれらの規定により損金算入が行われなかった金額につ いては、合併法人の各事業年度の損金の額に算入しないことに留意する。」(法 基通 4-2-18)とされ、「引継を認めることにより商法上の資本充実の原則 からみても資本の欠缺を認めることとなり適当でなく、税務上も欠損法人の 買取り(合併)によって税負担の不当な軽減を図ることが可能となり、課税 上の弊害が大きい」(63)ことによるものとされていた。

2 繰越欠損金の損金算入制度の趣旨

これに対し、旧商法 103 条において、「合併後存続スル会社又ハ合併に因 リテ設立シタル会社ハ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ権利義務を承継ス」と されていることから、被合併法人の繰越欠損金が、この承継される権利義務 に含まれるとする考え方があった。

しかしながら、最高裁判決(昭和 43 年5月2日最高裁第一小法廷・税資 52 号 887 頁)において、「法人の各事業年度における純益金額、<u>欠損金額の</u> ごときは、企業会計上表示される観念的な数額にすぎず、被合併会社におけ るこれらの数額は、もとより商法一〇三条に基づき合併の効果として合併会 社に当然承継される権利義務に含まれるものではない。」(下線は筆者挿入。) と判示された。

その理由として「欠損金額の繰越控除とは、いわば欠損金額の生じた事業 年度と所得の申告をすべき年度との間における事業年度の障壁を取り払って その成果を通算することにほかならない。これを認める法九条五項の立法趣 旨は、・・・<u>各事業年度毎の所得によって課税する原則を貫くときは所得額に</u> 変動ある数年度を通じて所得計算をして課税するに比して税負担が過重とな る場合が生ずるので、その緩和を図るためである。」としている。

そして、「欠損金額の繰越控除は、それらの事業年度間に経理方法に一貫し た同一性が継続維持されることを前提としてはじめて認めるのを妥当とされ る性質のものなのであって、合併会社に被合併会社の経理関係全体がそのま ま継続するものとは考えられない合併について、所論の特典の承継は否認せ ざるをえない。 合併会社とは無関係な経営のもとに生じた被合併会社の既往 の欠損金額を合併によりこれと経営を異にする合併会社に承継利用させる合 理的な理由は、通常の場合見出しがたく、また被合併会社の欠損金額は、合

⁽⁶³⁾ 吉川元康編者『法人税基本通達逐条解説』225頁(税務研究会出版局、1999)。

併会社において受入資産の価額の定め方によって当然調整できるものである から、普通には欠損金額の引継などを考慮する必要もないのである。結局、 合併による欠損金額の引継、その繰越控除の特典の承継ごときは、立法政策 上の問題というべく、それを合理化するような条件を定めて制定された特別 な立法があってはじめてみとめうるものと解するのが相当」(下線は筆者挿 入。)であるとしている。

また、「この<u>立法趣旨からすれば、欠損金額の繰越控除が許されるためには、</u> <u>当該法人が独立の人格とその同一性を保っていることを当然の前提とするも</u> <u>の</u>と解すべきものとし、この見地から、吸収合併においては、被合併法人は、 合併の日に消滅するが、合併法人はそのまま人格の独立性と同一性を保持し ているから、合併後の従前の繰越欠損金を控除することは、なんら法九条五 項の法意に反するものではない」(下線は筆者挿入。)としている。

すなわち、繰越欠損金の損金算入制度の趣旨は、法人税法が、事業年度ご との所得計算を原則としていることから、所得額に変動ある数年度を通じて 所得計算をして課税するに比して税負担が過重となる場合が生ずるので、そ の緩和を図るための立法政策上の特典であり、これを合理化するような条件 を定めた特別規定があって初めて認められる。そして、立法趣旨からすれば、 欠損金の繰越控除が許されるためには、法人が独立の人格とその同一性を保 持していることを前提とすると解するとされている。

3 具体的な事例の検討

それでは、合併において被合併法人の繰越欠損金の引継ぎを認めるとした 場合に、法人が独立の人格とその同一性を保持していることは、どのように 見るべきであろうか。上記2の最高裁判決を引用した裁決及び裁判例は次の とおりである。

(1) 債務超過の法人を合併法人とした、いわゆる逆さ合併において、被合併

法人の繰越欠損金の損金算入を争点とした裁決事例(64)

合併後法人において、まず、被合併法人の設備及び従業員により、被合 併法人の従前からの事業のみを継続しており、合併法人の従前の事業は全 く行っていない旨事実認定を行い、法人税法 57 条の適用を受けるために は「その法人が各事業年度を通じて独立の法人格とその同一性を保ってい ることを当然の前提としているところ」、「本件に当たっては、経営実態を 失った合併法人D社の既往の繰越欠損金を、経営実態の存続する被合併法 人である旧A社の事業活動のみによって生じた所得金額から控除している ことになるから、実質的には、まさに法人税法 57 条の規定の趣旨に反す る繰越欠損金の損金算入とみるべきである。」と判断している。

したがって、この判断から、法人の独立の人格とその同一性は、設備や 従業員の引継ぎ、すなわち、事業を引き継ぎ、経営実体が存続しているこ とと解しているものと考えられる。

また、休眠中法人を合併法人、稼働法人を被合併法人とした合併におけ る被合併法人の繰越欠損金の損金算入を争点とした裁決事例(65)において も、「法人税法第57条の適用を受けるためには、こうした同条の趣旨、目 的から、繰越欠損金の控除に係る各事業年度の間において、経営実体の同 一性が継続維持されていることが当然の前提とされているところ」、「合併 法人には見るべき保有資産が認められず、本合併によっても経済的価値の ある商号や無形固定資産の引継ぎはなく、さらに、本件合併後も合併法人 の事業又は新規事業は全く行われず」、「法律的には存続しているとされる 合併法人であるK社の経営実体が実質的には消滅しており、被合併法人で ある旧J社の経営実体のみが存続しているというものである」として、「本 件にあっては、経営実体を失った合併法人であるK社の既往の繰越欠損金 を経営実体の存続する被合併法人である旧J社の事業活動のみによって生 じた所得金額から控除していることなどから、実質的には、正に法人税法

⁽⁶⁴⁾ 昭和 60 年 6 月 19 日裁決。

⁽⁶⁵⁾ 平成 13 年 1 月 22 日裁決。

第 57 条の規定の趣旨に反する繰越欠損金の損金算入であるとみるべきで ある。」と判断している。

(2)休業中の赤字法人を合併法人とする合併における被合併法人の繰越欠損 金の損金算入を争点とした裁判例⁽⁶⁶⁾

合併の実体としては、法律上の合併法人であるS電工の事業ないし経営 実体が全く消滅し、被合併法人である旧S電子の企業としての実体のみが 存続継続しているのであって、企業の実体は、合併前後を通じて変わって いないものである。」(法人の名称は筆者が略称とした。以下同じ。)とした 上で、「そうだとすると、存続会社であるS電工が合併前後を通じて実質上 同一性を保持しているとはいえず、企業としての実体を失ったS電工の事 業経営上(したがって、実質的に存続する旧S電子と無関係な経営のもと に)生じた繰越欠損金を、合併後経営実体の存続する被合併法人である旧 S電子の事業活動のみによって生じた所得から控除することは、実質上、 旧S電子がS電工の事業経営上生じた繰越欠損金を旧S電子の損金として 算入することにほかならないから、前説示の法五十七条の趣旨・目的に照 らし、同条の認容しないところであると解するのが相当である。」と判示し ている。

(3)以上の裁決及び裁判例に照らせば、合併において被合併法人の繰越欠損 金の引継ぎを認めるとした場合に、法人が独立の人格とその同一性を保持 していることとは、被合併法人の従業員や施設など、すなわち、被合併法 人の事業が合併法人に引き継がれて、企業実体が合併前後を通じて、存続 していることと解される。

武田昌輔教授⁽⁶⁷⁾は、組織再編税制改正前において「被合併法人の繰越欠 損金の引継ぎを認めるかどうかは、・・・政策の問題」とした上で、「合併 が合併としての実を備えているのであれば、一定の制限の下にこれを認め ることが考えられる。」とされている。また、「税務上いかなる場合に被合

⁽⁶⁶⁾ 平成2年1月25日広島地裁判決・税資175号117頁。

⁽⁶⁷⁾ 武田昌輔『新版 会社合併の税務』163頁(税務経理協会、2000)。

併法人の欠損金を認めるべきか、あるいは、その欠損金額のうち、どの程 度を認めるかについて、具体的な検討をする必要がある。」とし、「観念的 にいえば、被合併法人が全くそのままの姿において合併法人に吸収された ような場合が、第一の要件として掲げられるであろう。この場合には、い うまでもなく従来行っていた事業がそのまま引き継がれて合併法人におい て行われることを条件とすべきであろう。」とされている。また、「第二の 要件としては、当該被合併法人においてある程度の資産を有し、合併法人 においてその資産を事業の用に供することが必要であろう。単に法人格を 引き継ぐこと、または破産状態に陥った法人と合併することは、第一の要 件にも関連するが経済的意味のない本来の合併とはいい難いからである。」 とされている。

また、「逆さ合併」について、「脱税のみが目的ではなく、・・・事業、資産、人員の引継ぎがすべて行われていて、事業継続の実体がある逆さ合併は今後とも認められよう。」との見解もある⁽⁶⁸⁾。

4 改正の経緯

従前からこの問題については、税制調査会において、次のような答申が行われ⁽⁶⁹⁾、その引継ぎを認めるべきであるとする改正要望等があり、立案当局においても検討課題とされていた⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾。

- (68) 吉牟田勲・渡辺充『会社合併実務必携』159頁(日本税理士会連合会、1990)。
- (69) 昭和 38 年 12 月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」。
- (70) 通商産業省企業局編「企業合併 経営者面からみたその実態」193頁(大蔵省印刷 局、1970)。

「通商産業省(企業調査課)は、昭和38年度から42年度において公正取引委員 会が合併届出の受理をしたもののうち、合併後の資本金が1億円以上で当省所管業 種に属する290の事例を対象として書面調査を実施し、その75%にあたる219事例 の回答を得るとともに、相当数の事例について面接調査を行ない」、「企業合併に関 して政府に対する要望」の一つとして「合併前に税法上の繰越欠損や償却不足が存 在する場合、合併によってその引継が認められなくなるが、その引継を認めるよう 強い要望があった。」とされている。

(71) 岩崎英恭「第27回研究大会記録」112頁(日本租税研究会、1976)。
 円卓会議(税法整備の問題点)での発言。

「現在、法人税法においては、被合併法人の欠損金を合併法人に引き継い で、これをその所得から控除することを認めていない。このため普通ならば 合併法人となるべき法人を被合併法人とし、欠損金を有する法人を合併法人 とした合併を行い、合併後に、その合併法人となるべきであった法人の名称 を変更する等不自然な合併の事例がみられる。この法人税の取扱いは、欠損 金額を引き継ぐことは資本の欠缺となる場合があり、また実際の経理上この 欠損金は合併によって表現されていないこと、このほか被合併法人の欠損金 の引継ぎを認めると<u>欠損会社買取りの問題が生じ課税上弊害がある</u>ので、こ れを認めないこととしているといわれている。

しかし、法人の課税所得は、5年間の欠損金の繰越しの制度によって各事 業年度の損益を通算することになっている点から、被合併法人の欠損金を合 併により打ち切ることに問題があるとも考えられるので、上述の課税上の弊

・「この合併に際して被合併法人の外国税額控除の不足額、それから仮装経理に基づ く法人税額の控除未済額について、これは合併法人の段階で控除を認めるという規 定がある。あるいは措置法による新築家屋住宅の割増償却等の残存期間の引継ぎ、 さらに特別設備等の特別償却について被合併法人が取得したが未使用である。しか しそれを合併法人段階で新たに使用したという場合、一定の条件のもとに合併法人 で特別償却を認めている。これらの問題と欠損金引継ぎとの論理的な相異がない。 また、子会社同士を合併させ、これを整理をし合理化を図る場合、A会社は黒字で、 B会社は赤字である。このケースでは当然A会社がB会社に合併する。合併すれば 実質的に赤字を引継ぐということで税務上有利であることのほか、A・B子会社に おける労務対策・営業方針など経営上の問題を大きな理由としてB会社にA会社を 合併させていく。このようなケースが現行税法で単に税効果があるからという理由 で否定されている。民間側としては逆さ合併あるいは会社を買ってきて合併すると いうような租税回避手段に使うというようなことについて防止手段を講じ、たとえ ば子会社同士の合併、親会社と子会社についてはこの繰越欠損金は引継ぐことを認 めていく必要があると述べた。」(三菱化成工業の龍田氏発言)。

・「同じ合併についてある方法をとった場合には認め、違う方法の場合には認めな いというのが本来問題であり、また合併する場合に、法務省は、商法的に見て資本 充実の原則から赤字会社を被合併法人にして持込むということは許していない。し たがって租税回避の意図がない場合は認めていいのではないかと思う」(武田製薬工 業の今井氏の発言)。

・「昭和三十八年の税制整備の答申でも、非合併法人の欠損を合併により打切ること に問題もあると考えられるので、課税上の弊害を除去する措置を講じ得れば、欠損 金の引継ぎを認める方向で検討することが適当であるとの答申があり、・・・今後の 検討課題として考えている、との見解が示された。」(大蔵省主税局税制大竹宏繁税 制第一課長の発言)。 <u>害を除く措置を講じ得れば、欠損金の引継ぎを認める方向で検討することが</u> 適当であろう。」(下線は筆者挿入。)としている。

5 現行の欠損金の取扱いの改正

平成 13 年度における組織再編税制の一環として、適格合併等の特定の場合には、一定の要件による制限を定めて、原則として被合併法人等の繰越欠 損金を引き継ぐこととされた(法法 57②③)。上述した最高裁判例で示され た「合理化するような条件を定めて制定された特別な立法」ということにな る。

この組織再編税制の基本的な考え方によれば、「組織再編税制により資産を 移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税 関係を継続させ」ることとされている。また、上述した最高裁で示された繰 越欠損金の規定の趣旨に照らして、被合併法人の欠損金が認められる場合と は、企業実体が合併前後を通じて、存続していることと解される。

現行の欠損金の取扱いがどちらの考え方から整理されたかについては、管 見するに、明確に示されたものは認められなかったが、いずれの考え方を 採ったとしても共通の理解が可能であると考える。

6 適格合併に伴う合併法人への欠損金の引継制限について

適格合併が行われた場合は、原則として被合併法人の欠損金の引継ぎが認 められる(法法 57②)。ただし、支配関係があるものに限り、一定の場合に 該当しない場合には、一定の欠損金を含まないものとされている(法法 57 ③)。

組織再編税制の立案担当者の解説によれば、企業グループ内の組織再編に ついては、共同で事業を営むための組織再編成に比べて適格組織再編成に該 当するための要件が緩和されていることから、例えば、繰越欠損金等を有す るグループ外の法人を一旦グループ内の法人に取り込んだ上で、グループ内 の他の法人と組織再編成を行うこととすれば、容易に繰越欠損金等を利用す ることが可能になってしまうこと等を勘案し、制限が設けられている(72)。

しかしながら、その資本関係を有する法人間での組織再編成であっても、 その組織再編成が資本関係を有することとなった時から共同で事業を営むた めの組織再編成に該当するような場合、いわゆるみなし共同事業要件に該当 する場合には、その繰越欠損金等に対する制限は行わないとされている⁽⁷³⁾。

そうすると、結果としては、①共同事業を行うための適格合併に該当する こと、②支配関係のある場合は、いわゆるみなし共同事業要件を満たしてい ること又は一定の支配関係が継続していること(以下「支配関係引継要件」 という。)を引継制限として、租税回避を防止していることとなる。

(1) 共同事業要件

共同事業要件については、第1節2ロ「共同で事業を営むための組織再 編成」で述べたとおりである。

①組織再編税制の基本的な考え方に基づく組織再編税制により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税関係を継続させること及び②繰越欠損金の規定の趣旨から企業実体が合併前後を通じて、存続している場合は、被合併法人の欠損金が認められることのいずれの考え方による場合も共同事業要件に該当する場合は、これらの考え方に沿うものと考える⁽⁷⁴⁾。

- (72) 藤本哲也ほか・前掲注(1)199頁。
- (73) 藤本哲也ほか・前掲注(1) 199 頁。
- (74) 武田昌輔「欠損金の繰越し制度等の理論と実務(総説)」日本税務研究センター『欠損金の繰越し制度等の理論と実務 日税研論集第 59 号』30 頁(日本税務研究センター、2009)。

「これを『逆合併』と名づけて、形式上の被合併法人を合併法人とし、形式上の 合併法人を被合併法人として取り扱い、結果として、その欠損金額の引継ぎを認め ないこととしていた。もっとも、このように取り扱ったのは、休眠法人の有する欠 損金額を引継ぐというように、租税の軽減そのものを目的とした場合に限定してい た。そして、その合併が共同事業を目的とするような場合には、これを認めていた。 たとえば、昭和 30 年代に、某有名デパート同士の合併において、被合併法人の有し ていた欠損金額を合併法人が活用するため、その欠損金額を有する被合併法人を合 併法人として合併し、名称は直ちに被合併法人のものとしたことがあったが、種々 検討の結果、これは共同事業目的を有することにその合併の目的があるとして、是 認したのである。平成 13 年度税制改正において行われた組織再編税制では、この点 (2) みなし共同事業要件

資本関係を有する法人間での組織再編成であっても、その組織再編成が 資本関係を有することとなった時から共同で事業を営むための組織再編成 に該当するような場合、いわゆるみなし共同事業要件に該当する場合には、 その繰越欠損金等に対する制限は行わないとされている⁽⁷⁵⁾。

みなし共同事業要件は、次のイないしニ又はロ及びホに該当することを いう(法令112③)。

イ 事業関連性要件(法令 112③一)

共同事業要件における事業関連性要件と同様の内容となっている。

- ロ 事業規模要件(法令112③二) 共同事業要件における事業規模要件と同様の内容となっている。
- ハ 被合併事業規模継続要件(法令112③三)

被合併事業が、被合併法人支配関係発生時から適格合併直前の時まで 継続して営まれており、かつ、被合併法人支配関係発生時と適格合併直 前の時における被合併法人事業の規模の割合がおおむね二倍を超えない こと。なお、共同事業要件にはない要件である。

ニ 合併事業規模継続要件(法令112③四)

合併事業が、合併法人支配関係発生時から適格合併直前の時まで継続 して営まれており、かつ、合併法人支配関係発生時と適格合併直前の時 における合併法人事業の規模の割合がおおむね二倍を超えないこと。な お、共同事業要件にはない要件である。

ホ 経営参画要件

適格合併の前における被合併法人の特定役員である者のいずれかの者 と適格合併の前における合併法人の特定役員である者のいずれかの者と が適格合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていること。

が重視されて、第一点として共同事業目的のための合併については、一定の要件の 下で被合併法人の欠損金額の引継ぎを認めることとされた。」(下線筆者挿入。)。

⁽⁷⁵⁾ 藤本哲也ほか・前掲注(1)199頁。

なお、共同事業要件とは異なり、いずれの特定役員も支配関係発生時 前においてそれぞれの法人の役員又は同日においてそれぞれの法人の経 営に従事していた役員に準ずる者であることが要件として付加されてい る。

(3) 共同事業要件とみなし共同事業要件との相異点について

上記(2)で述べた相異点のほか、みなし共同事業要件には、共同事業 要件である事業継続要件や株式保有要件が、存しない。

共同事業を営むための合併とは異なり、支配関係のある場合は、その支 配関係に左右されない共同事業の目的による合併であることの指標とし て、①事業規模要件には、支配関係から合併までの規模継続を示す被合併 事業規模継続要件及び合併事業規模継続要件を付加し、②経営参画要件に は、支配関係発生時点からの経営に参画している役員等であることを要件 に付加しているものと考えられる。

したがって、要件には相異点があるとしても、いずれも、欠損金を利用 するための合併ではなく、共同事業を営むためのものであることを示す指 標であり、みなし事業要件が、文理上「当該適格合併が共同で事業を営む ための合併として政令で定めるもの」であることからも窺える。

- (4) 支配関係引継要件
 - イ 合併法人の合併の日を含む事業年度開始の日5年前から支配関係が継続している場合(法令112④一)

平成16年度改正前においては、欠損金の繰越控除期間が5年であった ことから、これ以前から支配関係が継続しているため、欠損金を利用す るための合併とは認められないとされたものと考える。ただし、繰越控 除期間が延長されているが、この要件については改正されていないため、 理論的には連動して改正されるべきであると考える。

ロ 被合併法人又は合併法人が合併法人の合併の日を含む事業年度開始の 日5年前の日後に設立された法人であって、被合併法人と合併法人との 間に被合併法人の設立の日又は合併法人の設立の日のいずれか遅い日か ら支配関係が継続している場合(法令 112④二)

これは、親会社が組織再編成等により設立した子会社を改めて組織再 編成等により一体とする場合など、グループ外の法人の取込みとはいえ ないときまで欠損金の引継ぎ等を制限する必要はないとの考えにより、 上記イの継続期間要件を緩和することとされたものであるとされてい る⁽⁷⁶⁾。ただし、次の①ないし③に該当する場合には、欠損金の受け皿法 人を介すること等によって支配関係前の欠損金等の持込みを可能とする ものであるとして、この制限措置を適用しないこととする場合から除か れている⁽⁷⁷⁾。

- ① 被合併法人等となる法人が適格合併により、合併法人等と支配関係 があることとなった買収法人から欠損金の引継ぎを受けていると考え られる場合(法令112④二イ)
- ② 被合併法人等となる法人が合併法人等と支配関係があることとなった買収法人の残余財産の確定により、その欠損金の引継ぎを受けていると考えられる場合(法令112④二ロ)

例えば、買収した欠損法人が株式移転により株式移転完全子法人と なって、その後その株式移転完全親法人に残余財産の確定により欠損 金を引き継いだ場合などが考えられる。

③ 被合併法人との間に支配関係のその他の法人との組織再編成等により新設された合併法人が被合併法人から欠損金の引継ぎを受けていると考えられる場合(法令112④二ハ)

7 個別防止規定の潜脱について

組織再編税制においては、本規定の他に、繰越欠損金や含み損を利用した 租税回避に対する個別的な防止規定が設けられている(法法 57③、62の7)。 従来、合併の際、繰越青色欠損金の引継ぎは認められていなかったところ、

⁽⁷⁶⁾ 佐々木浩ほか「平成 22 年度税制改正の解説」289 頁(財務省、2010)。

⁽⁷⁷⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(76)290頁。

適格要件を満たしていれば、原則として引継ぎが可能となっている(法法 57 ②)。このため、繰越青色欠損金や欠損金になる前段階の含み損を利用した租 税回避の可能性が高まるおそれがあることから、租税回避防止のために一定 の要件を課すこととされた。

すなわち、これらの一定の要件を潜脱した行為又は計算により法人税の負 担が減少した場合には、この規定の趣旨に照らしても不当と評価されるもの と考えられる。

個別防止規定の潜脱について、具体的には、次のような場合が考えられる。 (1) 共同事業要件

役員引継要件は、経営主体の面から、買収との区分の指標と考えられ、 この要件をクリアするために事前に相手方の役員として人を派遣させるな どが考えられる。

(2) みなし共同事業要件

資本関係を有する法人間での組織再編成であっても、その組織再編成が 資本関係を有することとなった時から共同で事業を営むための組織再編成 に該当するような場合、いわゆるみなし共同事業要件に該当する場合には、 その繰越欠損金等に対する制限は行わないとされている⁽⁷⁸⁾。

すなわち、租税回避防止のための制限として、企業グループ内の組織再 編成については、資本関係が生じる前に発生した未処理欠損金の引継ぎを 認めないとする個別防止規定と考えることができる(法法 57③)。ただし、 その組織再編成が資本関係を有することとなると同時にみなし共同事業要 件に該当する場合には、その制限は行わないこととなる(法令 112③)。

そうすると、当該個別規定の適用により制限を受けた未処理欠損金については、本規定を適用する余地はないものと考えられるが、制限を行わないとする、いわば緩和要件であるみなし共同事業要件については、これを 形式的に該当させることなどにより、当該制限を回避する場合は、重複し て制限を行うことにはならないため、本規定を適用できるものと考えられる。

ただし、例えば、みなし共同要件である、いわゆる経営参画要件につい て、定款等の規定や取締役会の決議等により、特定の者に常務取締役とし ての地位を付与していたとしても、それが単に形式だけのものであり、常 務取締役としての法人の経営の中枢に参画していないなど、その実態を伴 わない場合は、本規定の適用を待つまでもなく、当該要件に該当しないも のとして、個別否認規定により否認すべきものと考える。

それでは、本規定で否認すべき場合とは、どのような場合か。

例えば、常務取締役としての実態があるが、この要件が文理上「・・・ 前項に規定する未処理欠損金額には、<u>当該適格合併が共同で事業を営むた</u> <u>めの合併として政令で定めるものに該当する場合</u>・・・として政令で定め る場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まない ものとする。」(下線筆者挿入。法法 57③)とされていることから、当該要 件が、共同で事業を営むための指標となることを想定した要件と解するこ とができる。

したがって、常務取締役としての実態がある場合であっても、それが、 共同で事業を営むための指標とならない場合は、本件規定が適用できるも のと考える。

また、いわゆる、単なる買収と区分するための規模要件を適用する場合 は、合併前の規模の比率をおおむね5倍以内と規定されている(法令 112 ③二)。この要件は、あまりにも規模が大きく違う場合は、やはり大きい方 が小さい方を取得(買収)しているのではないかということで、実態とし て事業規模が著しく異ならないことを共同で事業を営むための指標として いるものと考えられる⁽⁷⁹⁾。

例えば、売上金額により比較する場合に、一部の売上を雑収入に振り替

えることによりこの要件を満たすこととしたものなどは、本規定の適用を 待つまでもなく、当該要件に該当しないものとして、個別否認規定により 否認すべきものと考える。

また、例えば、資本金により比較する場合に、グループ化後組織再編成 までに大きく事業規模が変わっていないことを共同で事業を営むための指 標とする、いわゆる同等事業規模継続要件が併せて規定されている(法令 112③三四)⁽⁸⁰⁾。そこで、これらの要件を形式的に満たすために双方の増 減資を行ったと認められる場合など共同で事業を営むための指標とならな いと認められる場合は、本規定が適用できるものと考える。

以上から、繰越欠損金の引継ぎについては、みなし共同事業要件が、共 同で事業を営むことの指標として機能し得るかどうかが、本規定の適用に 当たってのメルクマールの一つになるものと考えられる。

(3) 支配関係継続要件

上述したように5年間の支配関係の継続は、欠損金控除期間が従前5年 であったことから欠損金を利用するための合併とは認められないとされた ものと考えられる。

しかしながら、被合併法人又は合併法人が合併法人の合併の日を含む事 業年度開始の日5年前の日後に設立された法人であって、被合併法人と合 併法人との間に被合併法人の設立の日又は合併法人の設立の日のいずれか 遅い日から支配関係が継続している場合と同様に、例えば、5年以上の支 配関係が継続している法人を欠損金の受け皿法人として、支配関係外の法 人の欠損金を持ち込む場合などは、複数の組織再編成を組み合わせること により可能となる。このような場合も、個別防止規定の潜脱に当たるもの と考えられる。

第4節 小括

1 組織再編税制の基本的な考え方からの乖離

平成 13 年度における組織再編税制の改正に当たって、税制として企業組 織再編成により資産の移転を行った場合にその取引実態にあった課税を行う など適切な対応を行うとともに、全体として整合的な考え方に基づいて整備 する旨の組織再編成に係る税制の基本的考え方が示され、組織再編税制にお いて、その考え方を具体化した次の規定の趣旨に基づいて、その構造及び課 税の取扱いが定められている。

(1) 移転資産の譲渡損益の取扱い(資産等を移転した法人の課税)

取引の実態にあった課税として、組織再編成により資産を移転する場合 も原則として移転資産の時価として譲渡損益を計上することが原則である が、資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち、移 転資産に対する支配が継続している場合は、課税関係を継続させることと し、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べるとされている。このことは、 取引の実態として移転資産に対する支配が継続している場合の判断の指標 となるものが適格要件ということもできると考える。

(2)株式の譲渡損益の取扱い(株主の課税)

取引の実態にあった課税として、組織再編成により株主の所有する旧株 式が移転した場合は、株式の譲渡損益を計上することが原則であるが、株 式を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち、株主の投 資が継続している場合は、課税関係を継続させることとし、株式の譲渡損 益の計上を繰り延べるとされている。このことは、移転資産に対する支配 が継続している場合と株主の投資が継続している場合とが重なり合い、課 税関係が連動することが想定される。

適格要件を指標として、非適格と適格に区分することは、組織再編成に よる資産の移転等の取引について、その実態にあった課税を行うためのも のであることから、有利な方法を選択するものではないと考えられる。し たがって、仮に有利な方法を選択しているものと認められる場合は、その 実態にあった課税から乖離することとなり、適格でないものと適格とした ものだけでなく、適格のものを非適格として形式上、要件を構築したり、 あえて外すことにより、法人税の負担が不当に減少した場合は、本規定の 適用があるものと考える。すなわち、適格要件の潜脱や完全支配関係及び 支配関係の潜脱により、法人税の負担の減少が生じた場合は、取引実態に あった課税から乖離することとなり、税負担の公平を維持することができ なくなってしまうため、その減少は不当と評価されるべきであると考える。

2 組織再編成の濫用

第1章第2節で述べたとおり、本規定の事実的要件において、適用対象と なる行為又は計算の範囲は、組織再編税制を含む一連の取引を対象としてい るものと考えられことは、立案担当者の解説における例示からだけでなく、 租税法以外の組織再編成の濫用からも伺うことができる。また、これらの事 案から、そもそも、法形式上異常ないし変則的でもない、組織再編の組合せ やその他の取引と組み合わせた取引や一定の事業目的をもっているもので あっても、実質的には課税を受けることなく、実質的な資産譲渡や株主の株 式譲渡を行うなどが可能な場合がある。

したがって、組織再編成によって生ずる①資産及び株式の価値の移転の利 用、②移転資産の未実現の損益の利用及び③資産の移動による会社の価値の 変動の利用などによって、組織再編税制やそれに関連する課税関係において、 法人税の負担が減少し、組織再編税制の基本的な考え方に基づく課税の取扱 いからの乖離が生じたり、例えば、組織再編成に関連する取引と実質的に同 一の効果を発生させて、当該組織再編成に関連する取引の通常の課税上の取 扱いと乖離が生じて、法人税の負担が減少しているものであれば、不当と評 価できるものと考えられる。

3 個別否認規定の潜脱

組織再編成における欠損金の引継ぎについては、組織再編税制の創設前か ら、それを認めるべきであるとの要望がされ、欠損金買取りという課税上の 弊害を除く措置を講じてこれを認める方向での検討がされてきたものと考え られる。そして、組織再編税制の創設とともに、一定の制限を附して原則と して、適格合併における欠損金の引継ぎを認めることとされた。そして、そ の規定は、従前の考えからの特別な立法とみるのか、それとも組織再編税制 の基本的な考え方による「組織再編税制により資産を移転する前後で経済実 態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税関係を継続させ」るこ ととされていることから、租税属性の引継ぎとも考えることができる。現行 の欠損金の取扱いがどちらの考え方から整理されたかについては、管見する に、明確に示されたものは認められなかったが、いずれの考え方を採ったと しても、一定の制限規定である共同事業要件やみなし共同事業要件を潜脱す ることにより、法人税の負担の減少が生ずる場合は、従前から危惧されてい た欠損金の買取りの問題が生じることとなり、不当と評価できるものと考え られる。

結びに代えて

本規定の適用について、形式的には一定の類型的に整理したものの、本規定 における経済的合理性とはなにか、についてまで突き詰めることはできな かった。

ただし、組織再編税制の創設に携わった者の発言⁽⁸¹⁾によれば「主税局のお話 は、『原則は時価主義ということで考えたいのだが、一定の要件というか、<u>経済</u> <u>的な合理性</u>が説明できるものについては、資産の簿価による移転を認めたい』 というものでした。・・・2000 年7月の段階で、・・・経団連のなかでもコンセ ンサスを得て、これを主税局に伝え、あとは何が一定の要件にかなう場合であ るかを整理した」(下線は筆者挿入。)とされ、組織再編税制の基本的な考え方 に示された視点で課税の取扱いを整理したとされている。そうすると、組織再 編税制の基本的な考え方が経済的合理性の一つであると考えられ、経済的合理 性を欠くものの一つとして、組織再編税制の基本的な考え方からの乖離が生じ る行為又は計算と整理できるのではないかと考える。

また、組織再編税制の基本的な考え方には「第一に、株式分割には、現物出 資、合併等と共通する部分があり、例えば分割型の吸収分割と合併では法的な <u>仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を発生させることができる。同じ効</u> <u>果を発生させる取引に対して異なる課税を行うこととすれば、租税回避の温床</u> <u>を作りかねないなどの問題がある。</u>第二に、現行の税制においては、営業譲渡 により企業買収を行う場合には、資産の時価取引として譲渡益課税を行われる が、他方、合併により企業買収を行う場合は、課税が繰り延べられるなどの問 題がある。」(下線は筆者挿入。)とされている。したがって、組織再編成の濫用 によって、法的な仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を発生させること が可能な場合があり、異なる課税を行うとなれば租税回避となるものと考えら れることから、本規定の適用ができるものと考えられる。 ところで、立案担当者の発言⁽⁸²⁾で本規定のありようはどういうものかとう問 いかけに対して「全体としては、きちんとした事業目的があるかを確認し、そ の事業目的が税目的より上位にこないと、なかなか説明するほうも苦しいで しょう」という見解がある。また、本稿で上述したように、本規定における「法 人税の負担が不当と評価されること」は、「不当」が不確定概念であることから、 評価的要件と考えられる。そうすると、「不当」とは、事実そのものではなく、 むしろ、事実を基にした規範的評価であると考えられる。これを根拠付ける具 体的な事実を要件事実と考え、評価根拠事実と呼ばれる。上述の立案者の発言 にある「税目的」であり、本稿における①組織再編税制の基本的な考え方から の乖離、②組織再編成の濫用及び③個別防止規定の潜脱がこの評価根拠事実に 当たるものと考えられる。そして、評価根拠事実と両立し、かつ「不当」でな かったことに結びつく具体的事実は、評価障害事実と呼ばれ、ここでは、事業 目的がこれに当たるものと考えられる。この評価障害事実である事業目的が抗 弁となり、「不当」であったか否かは、これらの評価根拠事実と評価障害事実を 総合判断して判断されることとなるものと考えられる⁽⁸³⁾。

そうすると、「法人税の負担が不当と評価されること」をどう解釈するか、本 規定の経済的合理性とはなにかは、今後の裁判例等の事案の積重ねの中から、 すなわち、評価根拠事実と評価障害事実の総合判断の積重ねの中から定義され

⁽⁸²⁾ 佐々木浩氏発言「組織再編税制及びグループ法人税制の現状と今後の展望・了」 国税速報第6211号55頁(大蔵財務協会、2012)。

[「]平成 13 年度のスタートの頃は玉突きのものがそのなるのではないかといわれて いましたよね。A社とB社があって、B社がA社に吸収されるのですが、同日にB 社事業を分割で切り出して、A社にB社の欠損金だけを置いていくといったケース。 これは、何の目的で合併と分割を行ったのかという理由がないのではないかと思わ れます。だから、欠損金の移転といった税目的としか考えられなく、経済的合理性 があるとはいえないような感じがします。昔話ですが。全体としては、きちんとし た事業目的があるかを確認し、その事業目的が税目的より上位にこないと、なかな <u>か説明するほうも苦しいでしょう</u>し、最終的にどうなるかはあるとしても、少なく とも課税当局との論点となるのは避けがたいのでないかといった感じを持っていま すが。」(下線は筆者が挿入。)。

⁽⁸³⁾ 司法研修所編『改定 問題研究 要件事実-言い分方式による説例 15 題』118 頁 (法曹会、2010)。

ていくものと考えられる⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾。ただし、具体的な事案が発生する場合は、事前 照会制度などの利用の促進を図るなどにより、納税者と課税当局との協議を通 じて解決が図られることが、双方が願う、法的安定性と税負担の公平の両立に つながるものと信じ、そう願いたい。そうして、本稿がほんの少しでもその一 助となることを祈念して、結びと代えたい。

⁽⁸⁴⁾ 金子宏・前掲注(3)426頁。

[「]この規定がどのように解釈・適用されてゆくのか、特に「不当な」税負担の減 少の意義をめぐってどのような理論や判例が形成されてゆくのかは、今後の事例の 集積をまつほかないが、同族会社の行為・計算の否認の場合と同様に、公平な税負 担と法的安定性の2つの価値の対立と緊張関係を軸として種々の議論が展開されて いくであろう。」。

⁽⁸⁵⁾ 水野忠恒『租税法[第5版]』455頁(有斐閣、2011)。

[「]同族会社の規定と同様にその適用要件が明確でないので、個別の事案の集積に より適用基準が明確化されることが必要である。『経済的合理性』という基準を立て ることも考えられるが、複雑な組織再編成においては、合理性の判断を行うために は、その事業目的等を考慮することになるが、ここでも、租税法が企業の経営判断 にどこまでかかわるのかという大きな論点がある。」。